

## 会 議 録 目 次

令和 2 年第 1 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 2 年 3 月 5 日（木）午前 9 時 0 0 分 開議

### 日程第 1 一般質問

|          |    |
|----------|----|
| ○大江康子議員  | 4  |
| ○久留島元生議員 | 11 |
| ○玉川真里議員  | 21 |
| ○富永やよい議員 | 26 |
| ○崎本広美議員  | 36 |
| ○岡田良訓議員  | 45 |
| ○宗像啓之議員  | 59 |
| ○前田勝男議員  | 65 |

|              |                                               |    |
|--------------|-----------------------------------------------|----|
| 日程第 2 第19号議案 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 77 |
|--------------|-----------------------------------------------|----|

|              |                               |    |
|--------------|-------------------------------|----|
| 日程第 3 第20号議案 | 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 78 |
|--------------|-------------------------------|----|

|              |                                 |    |
|--------------|---------------------------------|----|
| 日程第 4 第21号議案 | 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 79 |
|--------------|---------------------------------|----|

|              |                  |    |
|--------------|------------------|----|
| 日程第 5 第22号議案 | 令和 2 年度海田町一般会計予算 | 80 |
|--------------|------------------|----|

|              |                         |    |
|--------------|-------------------------|----|
| 日程第 6 第23号議案 | 令和 2 年度海田町公共下水道事業特別会計予算 | 80 |
|--------------|-------------------------|----|

|              |                        |    |
|--------------|------------------------|----|
| 日程第 7 第24号議案 | 令和 2 年度海田町国民健康保険特別会計予算 | 80 |
|--------------|------------------------|----|

|              |                      |    |
|--------------|----------------------|----|
| 日程第 8 第25号議案 | 令和 2 年度海田町介護保険特別会計予算 | 80 |
|--------------|----------------------|----|

|              |                         |    |
|--------------|-------------------------|----|
| 日程第 9 第26号議案 | 令和 2 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算 | 80 |
|--------------|-------------------------|----|

|              |                    |    |
|--------------|--------------------|----|
| 日程第10 第27号議案 | 令和 2 年度海田町水道事業会計予算 | 80 |
|--------------|--------------------|----|

|       |    |
|-------|----|
| （散 会） | 86 |
|-------|----|

令和2年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日                      令和2年3月3日（火）
2. 招 集 の 場 所                      海田町議会議事堂
3. 開 会（開      議）                      3月5日（木）9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                  |
|-----|---------|-----|------------------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子          |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信          |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠              員 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公          |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生          |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一          |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男          |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治          |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長           | 櫻 竜 俊   |
| 企 画 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長         | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長         | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次 長       | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長         | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課長       | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長         | 近 森 茂   |
| 税 務 課 長         | 片 山 茂   |
| 町 民 生 活 課 長     | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長         | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長     | 中 下 義 博 |
| こ ど も 課 長       | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 長     | 新 藤 正 敏 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長         | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長     | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者       | 中 川 修 治 |
| 教 育 長           | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長         | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長     | 森 山 真 文 |
| 生 涯 学 習 課 主 幹   | 倉 本 勇 登 |

新 庁 舎 整 備 室 長            山 田 長 秀

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長            辻            千奈美  
主                            査            水 野 啓 太  
主                            事            木 村 俊 英

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一般質問

日程第2 第19号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 第20号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第21号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第22号議案 令和2年度海田町一般会計予算

日程第6 第23号議案 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第7 第24号議案 令和2年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第8 第25号議案 令和2年度海田町介護保険特別会計予算

日程第9 第26号議案 令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 第27号議案 令和2年度海田町水道事業会計予算

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。5番、大江議員。

○5番（大江） 5番、大江です。今日は大きく2点について質問させていただきます。

1点目、東京2020パラリンピック広島県聖火フェスティバルについて。2020年2月6日に東京五輪パラリンピック組織委員会のパラリンピックにおける聖火フェスティバルの詳細の発表により、全国で700以上の市町村がユニークな採火で独自色を打ち出す形となりました。広島県では8月16日に広島県立総合体育館へ各市町村から集まった採火を出立する予定ですが、それまでに各市町村で特色ある採火方法を考えないといけません。坂町では、坂町在住の障がい者及び保護者で、火おこし採火を考えています。北広島では、地域住民と北広島ゆかりのパラアスリートとともに採火予定です。他県では岐阜市の鶉飼のかがり火や宮城県角田市の宇宙センターの燃焼実験で発生した火を火種にするなど、それぞれがユニークな発想を掲げています。さて、我が町海田町は現在調整中となっていて、場所だけは旧千葉家住宅となっていますが、どのような採火方法を考えられているのでしょうか。日程的にそろそろ固めていないと間に合わないのでは思うのですが、住民も5月19日の聖火リレーの出発は把握しているとは思いますが、このパラリンピックの採火については、知らない住民も多いと思います。広報を兼ねて住民からアイデアをもらうのも1案だと思うのですが、いかがでしょうか。改めて問います。①町としてどのような採火方法を考えられているのですか。②広報などで住民から採火方法のアイデアを募ってはいかがですか。

大きく2点目、午睡チェックセンサーの導入について。乳幼児の死亡原因の中で、4位となっている乳幼児突然死症候群（SIDS）は年間60から100名ほどが亡くなっているという中で、厚生労働省から2018年1月に補助金による実施要綱が発信されました。以前より、毎年11月は乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策月間となっていますが、この間の取組として、①1歳になるまでは寝かせるときはあおむけに寝かせましょう。②できるだけ母乳で育てましょう。③保護者はたばこはやめましょう。を重点に啓発しています。この三つのポイントを守ることによって発症率が低くなるというデータがあります。特に乳幼児を預かる保育園では、一番注意を払うのが、あおむけに寝かせることです。過去には施設側の注意不足として賠償金が命じられた判決も出ています。多くの乳幼児を預かる施設では、睡眠時も赤ちゃんから目が離せません。現場は、現在、ほとんどの保育園がゼロから1歳児においては5分置きに報告することになっています。1、2歳

児は10分に1回のチェックがされています。また、午睡チェックは、記録し、報告することになっています。乳幼児が寝ている間にも事務仕事が山ほどあります。そこで、国は各種補助金制度対象事業として、保育所におけるICT化推進事業、保育所等における事故防止推進事業、保育所における児童の安全対策強化事業を挙げ、この中の制度を利用することにより、乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスク低減にもなり、保育士の事務的軽減になると考え、午睡チェックセンサーの導入などを推進しています。午睡チェックセンサーは各会社によりいろいろありますが、廿日市市にある保育園で使用しているものは、センサーを乳児一人一人の下着にはめ込み、乳児の体の動きが、うつ伏せ時に矢印で知らされ、センサーが体から離れたときにはタブレットに音で知らされます。また、無呼吸が60秒以上続いたときや、5分置きでもアラームが鳴り、それぞれ違うアラーム音です。事務仕事に没頭していて時間を忘れていても知らせてくれます。午睡チェックセンサーを導入することのメリットは、保育士とITのダブルチェックで子どもを見守ることで安全性の向上につながり、記録など事務的な負担の軽減にもなることだと思います。そこで問います。①我が町内の保育所等への午睡チェックセンサーの導入を推進してはいかがでしょうか。②初期費用やランニングコストがかなり掛かるので、導入する場合、町として補助金を出す考えはありませんか。

以上です。

○議長（桑原） ちょっと待ってください。議長より議員の皆さんに申し上げます。発言中は私語は慎んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。町長。

○町長（西田） 大江議員の質問に答弁いたします。

まず、東京2020パラリンピック広島県聖火フェスティバルについての御質問でございますが、町における採火式につきましては、ふるさと館をはじめ、旧千葉家住宅及び4月に開館予定の織田幹雄スクエアを活用して、火おこしやイベントなどを行い、県が主催となって、県内市町の火を集める集火式に送り出すことを考えております。実施に当たっては、海田町の未来を担う町内の子どもたちを中心に参加をお願いしたいと考えており、子どもたちの意見や、今後、選定する業者等の提案も踏まえつつ、多様性を認め合い、困難なことに諦めず向き合うといったパラリンピックの精神が、子どもたちをはじめ広く町民に共有されるよう周知しながら、町の魅力が発信できる採火式としてまいります。

次に、午睡チェックセンサー導入についての質問でございますが、睡眠中の事故が検

証報告においては、保育所等に預かり始めの時期に、ゼロから1歳児の睡眠中の死亡事故のリスクが高いことが報告されています。睡眠中の乳幼児の窒息防止の方法として、子どもの顔が見える、あおむけに寝かせ、子どもから目を離さないようにすることが重要とされており、各保育所においては保育士による5から10分ごとのチェックにより、安全確認をしていただいています。午睡チェックセンサーを導入することについては、担当保育士の負担は量的にも質的にも増加していることから、入所児童の安全と安心を守るために有効な手段であると考えております。そのため、希望する保育所等に対し、睡眠中の事故防止対策のため、午睡チェックセンサーの購入などの費用の一部を助成するため、令和2年度当初予算に計上させていただいております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）①の質問にどのような採火方法を考えられているんですかということをお尋ねしていますが、ここには、火おこしやイベントなどを行い、この火おこしは、どのような方法で火おこしを行うのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）東京2020パラリンピック広島県聖火フェスティバルへの町としての参加についてのお答えを申し上げます。採火式の具体的な方法ということでございます。場所といたしまして、先ほど、ふるさと館、それから旧千葉家、織田幹雄スクエアというのを御紹介をさせていただきました。ふるさと館はまさに町の太古といいますか、縄文、弥生時代からの歴史を伝える貴重な施設でございます。これにちなみまして、摩擦方式、道具を使いました摩擦による火おこしというのを考えております。なおかつ、旧千葉家におきましては、江戸時代を通じて交流の要衝として栄えてきた町の歴史を伝える貴重な文化財でございます。そこで、まさに生活をしていた歴史もございますので、そういった生活にちなんだ、具体的にはかまどといったようなものを活用いたしまして、火を使ったイベントを企画をしたいというふうに現時点では考えております。なおかつ、4月にオープンします織田幹雄スクエアに多くの皆様にお集まりいただきまして、出発式というものを執り行いたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、一つの火が、火をとってそれを使用するのではなくて、それぞれ千葉家、それからふるさと館の摩擦方式とかまどの火を使って、それを合わせて出立式に持っていくということの解釈でいいんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）御指摘の点でございますけれども、まず、この広島県の聖火フェスティバルというものが、各市町でおこした火を集めて一つの火にするという大きなコンセプトがございます。まさに、一つおこした火をつないでいくというのがひとつイベントとしての大きなコンセプトになろうかと思われれます。まだ、これは具体的な詳細につきましては、今後の検討になりますけれども、例えば、ふるさと館でおこした火をそのまま西国街道を通じまして千葉家まで運び、そこで更に活用するといったようなことがより効果的なPRになるのではないかとということを現時点で考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今、西国街道という話が出ました。私も考えているのが、従来、行事があると、ほとんど委託事業ですね。今回、予算の方を見ましたら550万。東京2020では600万が警備費用となってましたけども、この550万というのは、やっぱり警備費用の方にほとんど行くんですか。それとも、この予算配分ですか、子どもたちのこの採火費用に対してはどのくらいの割合を考えていらっしゃるんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）パラリンピックの採火式につきましては、より多くの方に参加していただける場づくりというのを町として主体的にやっていきたいと思っております。ですので、警備費用といいますよりは、イベントそのものに、より多くの予算を掛けていければというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）一案ですけども、先ほど西国街道を利用してということでしたが、町内の子どもたち中心にという、千葉家の火をおこしたものを灯火のようにして、各自治会をバトンタッチしていくという、そうすると、住民全体が盛り上がっていくんじゃないかというふうに、私は1案として考えて、一部分的だけではそこだけに寄ってしまうという可能性が高いんですよ。ですから、やはり、町全体、町自体がこの度の東京オリンピックにしてもパラリンピックにしても、織田幹雄さんのこの間テレビにありましたように、織田幹雄さんは平和を、コミュニティを、いろんな国々の人とコミュニティを交わして、そういうつながりを作っていたんだと、外国の方が絵本を作って、そういう説明をされてました。ですから、部分的でなくって、町全体がぐっと動くような、そういう採火方式を取ったら、もっと盛り上がるんじゃないかという私の1案なんですけど、

いかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）ありがとうございます。町といたしましても、より多くの方に主体的に参加していただきたいという思いは同じでございます。このパラリンピック採火式、町は8月16日を予定しておりまして、お盆時期ということもございます。御協力いただけるかどうかというのは、これから協議等させていただきまして、今承りました御提案も踏まえて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）それと、このパラリンピック、東京オリンピックの5月19日の灯火は、住民さん、かなり知っておりますが、このパラリンピックについては、やはり新聞を取ってなかったり、といろいろありますので、早い時期から広報等でしっかり住民さんにそのことを知らせる必要があると思いますが、それはいかがですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）御指摘のとおり、5月に迫りました聖火リレーに比べまして、8月のパラリンピック採火式の情報につきましては、まだ少のうございますので、今後、県の実行委員会等とも連携をいたしまして、様々な情報を広報あるいはホームページ、SNSを通じて発信をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この度、チェックセンサーの補助金を希望する保育所に費用の一部を助成するということで、とてもいい話だと思うんですが、これは町内の保育所全てが対象となりますでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）この度の補助につきましては、全ての保育所が対象ですが、来年度につきましては4園が御希望ですので、4園について予算を計上しているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）例えば、学校法人でも幼稚園と保育所を経営してる場合は、やはりそれでも保育所扱いとして予算はおける、補助金対象となるのでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）認可保育所につきましては対象となっております。

○議長（桑原）大江委員。

○5番（大江）先ほどの4園、教えてください。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）来年度、実施予定の施設は、みどりのなゐさりい、さいわい保育園、海田保育園、明光保育園、以上4園でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この補助金ですけれども、三つありますよね、事業対象。保育所におけるICT化推進事業と保育所等における事故防止推進事業、それから保育所における児童の安全対策強化事業、これらはいずれもつながりがあると思うんですが、それぞれに補助金申請をしたら出るものでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）来年度につきましては、安全対策事業、それからICT推進事業について、御希望の園に予算を計上してるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）予算計上、これは多分ゼロから1歳児のセンサーですけれども、既に、もう付けられているところに対しては、後で補助という形はできないんでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）議員、御指摘のように、既に園の方で独自判断で導入されているところもございますが、この度につきましては初期導入ということで、対象として計上させていただきます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）初期導入ということは、今付けてるところは仕方がないんですけれども、例えば、子どもが増えて、また機械を導入しないといけない。あるところでしたら、1人につき機械3万円、それと園児数で、例えば6人で3人にしてましたけど、途中から園児、乳児の6人定員のところであと3名。そうすると、3名分が途中から補助金として申請ということは可能なんですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）この補助金につきましては、あくまでも初期導入というもののついてが対象となっております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）初期導入は最初に機械を設定、設定費用のことですか。それとも、そのときに、例えば3万円が園児数、あとはタブレットが1万円とか、それから1台につき、ある会社ですけど、1,600円掛ける台数というふうな業者の計算方法のところがありますが、どこまでが設定費用、だから、機械とそれからタブレットそこまで、あと月々1人1,600円機械に対して、1,600円は最初だけはそこまでを見るんですか。それとも、3万円とタブレットのその設定費用と、あと職員さんに説明する、そういう説明費用とがありますよね、機械の。それら全部を含めての設定費用になるんでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） この度の助成につきましては、そういうチェックセンターなどの機器を購入していただくためのリース料、導入リース料、それから導入費用が対象となっております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江）リース料というのは、最初の機械、1人に対しての1,600円はリース料になるんですけども、最初の年はその分だけは出しますよということによろしいんですよね。設定費用とそのリース料、次の年からはランニングコストみたいになりますけども、それはみないでそこだけを見るということの解釈でよろしいですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） そのとおりでございます。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江）この支援事業の期限は、今先ほど言われましたけども、4月、今4園が希望されていますということですが、来年もこういうものは、ほとんどもう園でしてますけども、もし来年度とか、そのほかに追加するときには、支援事業はまだ継続されてますでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 導入されていない園につきましては、国の制度が継続すれば対象になるかと考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江）国が補助金ということで支援事業とされてますけども、これは全て医療機器なので、4年過ぎて5年目には確か、機械というんですかね、交換時期になりますけど、もうそこはもう全然、この度の設定費用だけで、5年後に、例えばもう一度補助金

を考えると、町独自ではそういうことは考えられませんか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 現時点では国の補助金を活用して、この事業を行いたいと考えておりますので、この後につきましては国の動向を確認しながら調査研究していきたいと考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） この度、これは全部私立の保育所に対しての補助金ですよね。国が、やはり突然死症候群を避けるためにこれを付けるということなんですけども、これはちょっと町長にお尋ねしたいんですけど、公立の保育所、つくも保育所がありますが、現在、つくも保育所にはそのようなことはやっていませんけども、やはり、同じ保育所として、私立に推進するのであれば公立も導入すべきと考えるんですけど、すいません、町長の考えをお聞きしたいんですけど、いかがでしょう。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） まずは来年度、私立の方に補助をさせていただいて、私立の導入状況を確認しながら、町立の方でも検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 大江委員。

○5番（大江） では、令和2年度は、私立の保育所の補助金をして、その様子を見ながら、町立の保育所にも導入を前向きに検討ということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 来年度につきましては、私立の動向を確認して、町立について今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） これは、どうしてもまだ少ない、突然死症候群は少ないかも分かりませんが、やはり、保育所の5分おきに子どもたちを見たりとかするのはとっても大変なことです。それで日誌を書いてたらすぐ時間を忘れてとか、そういうこともありますし、その間にする業務もかなりあります。ですから、やっぱりこれは子どもの突然死をさせないためと、それと保育士のやっぱり業務軽減というものもあります。ですから、これはやはりどうしても私立の保育所の様子を見ながら、町立にもこういう機械、センサーを導入していただけることを願います。以上で終わります。

○議長（桑原） 10番、久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。2問ほど、質問させていただきます。

1番、庁舎建設予定地について。令和2年1月29日に開かれた庁舎建設特別委員会において、建設予定地から基準値を59倍超えるヒ素が検出され、建設工事の入札を延期するとの報告を受けました。この件について関連事項をお尋ねします。1番目、建設予定地の調査依頼は、令和元年11月14日で、なぜ調査結果を待って、入札日を決めなかったのかお尋ねします。2番、大気汚染に係る環境基準値は適切であるかどうかお尋ねします。3番、騒音の基準値、昼と夜、これも基準値が適切かお願いします。4番、建築が遅れた場合の補助金の減額はあるのかないのかお尋ねします。

2番目、新公民館の講座について。現在の旧公民館の講座生の約60名が使用している古い備品器具などは耐用年数が過ぎたものが多く、修理しながら使用していると伺っております。新公民館に移る場合には、不用品になった器具等は補充してもらえるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

庁舎建設予定地についての質問でございますが、1点目の新庁舎建設等工事の入札については、これまで県の合同庁舎として活用されていたことから、土壌汚染については想定しておらず、入札手続を進めたものでございます。2点目の大気汚染、3点目の騒音に係る基準値については、新庁舎建設に当たって必要となる基準がないため、調査は実施しておりませんが、大気汚染については大気汚染防止法に基づき、県が調査を実施しており、町内においてはおおむね基準の範囲内で行いました。騒音に関しては、騒音規制法に基づく県と町の調査で、町内の一部の測定地点を除いては基準の範囲内となっております。4点目の財源への影響については、現在、財源の一部として想定している緊急防災減災事業債について、今後、土壌汚染への対応等によりスケジュールに変更を生じ、起債の対象となる期間を過ぎた場合は、その部分の経費について別の起債に充当するなど、財源構成を変更することとなりますが、全体としては大きな影響はありません。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）久留島議員の質問に答弁いたします。

新公民館において、講座生が使用する備品器具等の補充についての質問でございます。  
新公民館を運営する上で必要な机や椅子など一般的な備品につきましては、この度の建  
替えに伴い、新たに整備することとしております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）最初に、建設予定地のヒ素の件ですが、これはまず公民館を建てる  
という話が出て、随分長くはなるんですが、これは県との事前交渉というのはされましたか。  
土地の事前交渉。ごめんなさい。公民館じゃなくて、庁舎予定地のことです。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）建設予定地の購入については、事前に協議、調整を進めておっ  
たものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）担当の課長さんは、この土地取引の経験は今までに、おありですか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）県の担当課長さんがそういう御経験がおありかどうかちょっと  
そこは把握しておりませんが、通常の財産の購入の手続きを進めさせていただいた  
ものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは、この庁舎を建てるということは、100年に1回なんですよ、  
大体。それで、その100年に1回の町長が現在の西田町長。西田町長はあまり不動産に  
関してはね、不得意なんです。それで担当者がしっかりしていないと、こういうふう  
に後からごたごたごたごたするんですよ。このヒ素が出たといつて、この前の庁舎建  
設委員会において、突然ヒ素が出たからいうて受けたんですが、その前に、これはヒ素  
の調査をしたのは11月14日に県の方がしてますよね。それで、契約は11月の28日にやっ  
ていますよね。だから、契約日より前に調査を依頼していますよね。調査の結果を見な  
がら契約するんが普通だと思うんですが、なぜ、この結果を見ないで早々に契約をされ  
たんか、ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）調査結果を待ってからの入札実施をするべきではなかったのか  
ということだと思いますけども、スケジュールをこれまでもお示しさせていただきました  
とおり、早期の庁舎整備ということを目指しておりました。県の公共施設として活用

されていたところでもありますので、よもや、こういった物質が検出されるということは想定しておりませんでしたので、スケジュールに沿って進めさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）そこが、だから、おたくに経験があったかどうか聞いたんですよ。普通、経験がある人だったら、その土地を買う場合は、安い土地じゃないんですからね、事前に調査をするのが普通なんですよ。大体、月に、3か月に1回、法令を改正してますよね。だから、そこに関する法令が3か月に1回、どういうふうに変わっているか、それを調査して、それから掛かるのが不動産取引ですからね、大体。ただ、この宅建業法による不動産取引とはちょっと違いますよね。国とか地方公共団体の場合は、宅建業法は該当になっていませんからね。それは差しおいても、だから調査不足でいきなりスタートされたんじゃないかと思いますよね、これだったら。その点は、あなたが独自でやられたんですか。それとも、町長に相談してやられたんですか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）私が担当として独自で判断してということではなくて、やはり、決裁等、通常の事務手続きを踏まえて進めさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）そしたら、その時系列を庁舎建設委員会にでも一応知らせてほしかったですよ。事前にやって、後からこういうふうに入札の日にちが、また、入札される人なんかに対してはご迷惑を掛けてますよね。入札の告示日というのはいつだったんですか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）入札公告は、この令和2年の1月7日に実施させていただいたものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）1月7日に告示されて、ヒ素が出たのが1月29日ですね。だから、これはいつまで延長されたんですか、じゃあ入札日を。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）1月7日に入札公告をして、2月の14日の入札執行を予定しておりましたけれども、今回、こういった物質が検出されましたので、一旦この入札公告

を取りやめて、今後の対策をとった後に、また改めて入札公告をさせていただく見込みでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）その予定はまだ決まってませんか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）今後の調査結果等を踏まえて、改めてスケジュールを御説明させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それと、示されるときにヒ素が出たと言われたら、あの周りもあるんじゃないかと思うんですよね。前面は道路になってますが、道路の方も一応調査してもらいたい訳なんです。以前、合同庁舎がある前の土地ですね、わしも以前の土地の地主も知っているんですが、あの時期はね、もうあの辺りは全部埋め立てをするときに、こういう新しい法律がなかったから、いろんなガラを使って皆埋め立てした跡があるんですよね。だから、県が買われる前、何を埋め立てたか分からないんですが、とにかくあの当時はいろんなガラでたくさん埋めて、あと化粧真砂を30センチぐらいきれいにしていた事例をたくさん見てきたんですよ。だから、誰が悪いとか何とか言うんじゃないかって、そこらを調査してから取り掛かってほしかったんですよ。それと、ヒ素が出たからといって、このおたくの契約書を見てたら、法律の規定じゃ、契約者で瑕疵責任とか、後から何が出てても買い主の責任にすると書いてあるんですが、以前、庁舎建設委員会で、後で覚書をしましたから、その点で助かったんですよというて企画部長が言われたんですが、その覚書は後からしたと言われたのに、契約書と同じ日になってるんですね。あれは後からじゃなくて同時にやったんですか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）財産売買契約書と同日で締結をしております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）じゃあ、その覚書に書いてあるのは、このヒ素の調査は県の方が自分で調査をされた訳ですね。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）土壌汚染の調査は県の方で実施していただいております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）土砂汚染対策法というのがあるんですが、これには汚染により健康被害があるときは、県知事は土地の所有者に対し汚染の撤去の措置を命ずると、法律に書いてあるんですが、これは、だから、県の方の責任で全部やってもらえるということですね。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）今、議員がおっしゃったくんだりは、措置についての指示でございますので、誰がやるかという部分はまた今後協議になってこようかと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）どうもね、悪く考えたら、何か、買った方が全部悪い責任を持たされるような気がしてならないんですが、もう海田町も高額な庁舎に金が掛かるんですから、これ以上町民から財産を減してほしくないんですよ。だから、その交渉をしっかりとやって、もし自分で分からないんだったら、コンサルでも雇って、しっかりしたのを付けてもらわないと、あなた一人が勝手にやられたんじゃ、私ら困りますからね。議会も認めませんよ。その点が一番大事なんですよ。このヒ素の金をどっちが払うか。また、ヒ素以外にも、今さっき聞いた大気汚染、騒音、これ、ありますね。ヒ素の問題はだから、後から経過報告を庁舎建設委員会に報告してもらえますか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）今後の調査結果等、また改めて説明をさせていただきます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）次に、大気汚染に係る環境基準でございますが、これは何か異常なかったか、何か書いてあったような気がするんですが、調査は実施しておりません。新庁舎に当たって必要となる基準がないため、基準はないかも分かりませんが、これは場所によるんですよ。場所がね、あの高架の下でしょう、あのバイパスの。あの高架の下だったらね、以前はCO<sub>2</sub>汚染で、かなり公害があったんですが、今、CO<sub>2</sub>が少なくなったから少ないと思うんですが、わし、以前の職場で、やはり国営の庁舎を造ったことがあるんですが、それが中学校の前の、今新しく、新道できていますね、あのバイパスの近くなので、そこで新しく庁舎を造るときに、建設省の方から待ったが掛かったんですよ。というのが、何かといたら、国道沿いは、大気汚染が、朝起きたら沈殿しておるんですね。かすみがたなびいとるようになってるんですよ。だから、新国道、国道2号線の下部分は、ほとんどの方がね、ぜんそく持ちですよ。私も家族全員ぜんそくでし

た。あの沿線にいたから。西田町長もあの沿線ですから、多分、家族の方が、ぜんそくの方がおってでないかと思います。いまだに慢性ぜんそくになってますがね。そういうことでね、大気汚染が非常に大事なんですよ。そのときに、やはり建築制限が掛かりまして、2階以上の窓は全部密閉するようにというのが規定されました。だから、そういうことがあるからと思って、これを聞いたんですが、基準がないため調査を実施していませんと書いてあるが、やってみてくださいや、皆さんの健康に関することですからね。

○議長（桑原）答弁を求めてください。

○10番（久留島）大気汚染をやらないでいいんだったら、やってみてください。お願いします。

○議長（桑原）どなたか答弁をしてください。新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）庁舎建設に当たって実施する根拠というか、そういったものございませんので、今のところ、実施する考えはございません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）やれえ言やあ、やらん言うし、困ったもんじゃの。ちゃんと素直に返事をせえや。次に、騒音に関しては、これもせん言うて書いとる。じゃね、やらないいうんなら、この大気汚染の基準はいくらになってるの。調べてるんでしょ。調べて該当にならんからやめたいうんでしょ。だから、調べた数値を言ってくださいや。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）大気汚染のことですので、私の方からちょっと説明させていただきます。広島県の方が365日大気汚染の測定をしております。海田地区においては海田高校のところに一般大気測定局というのがございまして、その中で、硫黄酸化物、窒素酸化物、オキシダント、浮遊粒子状物質と炭化水素の方を常時モニターをしております。その中で、町長の答弁でもありましたけども、おおむねという表現でさせていただきましたが、光化学オキシダントについて、365日のモニタリングのうち基準値0.06ppmという超えたのが66日あったというところでございます。ただ光化学オキシダントにつきましては、注意報基準の0.12ppmという注意報の基準があるんですけども、その基準に達したことは、これまで、過去10年遡って見てみたんですが、ありませんでした。以上でございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）じゃ、調べたんなら、言ってくださいや。それでは次の騒音、騒音の

基準値、ちょっと言ってください。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）海田町の方で、県道矢野海田線の曙町付近と、それから、国道31号線のパチンコ屋さんの付近、それから、国道2号線の南堀川付近の3点で、騒音の測定をしております、国交省や道路管理者に自動車騒音の要請をする限度値というのがございまして、それが75デシベルで、一部その中で31号線沿いの測定値のところで昼間の75デシベルの基準値内のところについては、昼間についてはオーケーだったんですけども、夜間70デシベルのところについて、71デシベルという一部超過があったということでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）今の昼ですか、夜ですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）ちょっと説明がもたついてしまってすみませんでした。夜間70デシベルの基準値に対して71デシベルという一部超過があったものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）私が調べた範囲では、昼は60デシベル以下、夜は55デシベル以下が基準値になっていますよ。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）いろいろ区分がございまして、その区分でいろいろ基準値が違っております。今、私が申し上げたのは、道路端における自動車騒音の要請限度値の基準値を申したものでございまして、それ以外のものの一般環境騒音の中の環境基準で、夜間が60デシベルであったり、昼間が65デシベルであったりと、そういうものがございまして。町が県とやっている騒音の測定のもので自動車騒音のものに対象とした測定を行っておりますので、自動車騒音の要請限度値という基準値の方を説明させていただいたものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それは、A地区を調べたんですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）ちょっと繰り返になりますけれども、国道31号線沿いのパチンコ屋さんの付近のところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）そこは2車線以上の道路がありますか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）2車線のところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）わし、調べたのは、2車線以上の道路がある場合のところを調べて、昼が60デシベル、夜が55デシベルとあったんですが、ちょっと違いますね。まあいいです。

次、行きます。新公民館の講座生についてですが、この備品についての質問ですが、一般的な備品については新たに整備していると書いてあるんですが、この備品もさることながら、講座生の持ち寄ってやっておられるカラオケなんかの道具ですよ、その道具についてお尋ねしたんですが、その方はどうですか。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）お尋ねのいわゆる自主講座に係る運営とか活動に必要な備品等につきましては、各自主講座においてそれぞれ準備していただくものと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それは担当の方に聞いて伺ったんですが、新しく公民館ができたことだし、そこへ変わるのに、古い壊れたようなものを持って移動させるのはどうかと思ひましてね、ちょっとお尋ねしたんですが、それでは壊れたままで使ってくれということですね。お年寄りがそれだけを楽しみに来ておられるのに、敬老の日のお祝いの品物も減したりしてからね、随分、お金に苦労しておられますのでよく分かりますが、そういう点で、やはり、わしの地域の方から文句を言われるんですよ。町長には直接言わないですから、私言われるんですがね。それと、それは分かるんですが、福祉センターのここにもカラオケありますよね。ありませんか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）御指摘のとおり、福祉センターにもカラオケを設置しております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）これも当然、講座生が持ち寄って設備しておられますかね。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）こちらにつきましては、平成17年度に町の方で購入したカラオケ

でございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）なぜ町が購入されるんですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）福祉センターにつきましては、老人福祉法に規定する老人福祉センターの機能を有した施設でございますので、高齢者が無料や低額な料金で健康の増進であるとか、教養の向上及びレクリエーションのための施設でございますので、高齢者のレクリエーションの一つとしてカラオケを設置しているものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）ちょっと頭が悪いから分からないんですが、公民館でレクリエーションをやったら自分で設備しろ、で、福祉センターでやって、やはり同じ趣旨のような感じがしたんですが、それだったら、自分が金を出さなくてもいいというふうになっとる訳ですか。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）公民館活動におきましては、公民館が主催する講座につきましては、当然公民館の方で準備した備品を使用して開催してまいります。一方で、お尋ねの自主講座につきましては、これは自主的な活動をされるグループでございます。そのためにそれを支援する一環として公民館の諸室を無料で使用させているということでございますので、具体的にその活動に際して必要な備品等用具等につきましては、各講座において準備してくださいということでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）ちょっと頭悪いんか、よく分からないんですが、公民館でやる場合は、もう一度お願いしますよ。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）まず、公民館については、これ社会教育法の中に一章立てで記載がある施設でございます。公民館のいわゆる目的というところから載っております。いわゆる先ほど、主幹も申し上げましたように、公民館が、例えば生活に関する教育、学術及び文化に関する事業を行うそれを目的として市町村が設置する施設であるというふうになっております。それに基づいて、いわゆる設備であるとかは文部科学省の方から設備等基準というものが出されておりました、それに基づいて設備を整えているとい

うのが前段でございまして、その中に先ほど申しました公民館の主催講座でやるものについては、公民館で整備をしなければならないことになっております。ただ自主的な講座については、いわゆるその講座生の方でお願いをしておるといような形になっております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）ちょっとややこしいようなので、それは統一できんのですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）一番初めに申し上げましたように、公民館についてはあくまで社会教育法に基づく施設でございますので、それにその法と基準に基づいて設備整備を行っておるものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）だから、それをちょっとわしら、よく、いろんなことを皆同じことかと思ったんですよ。福祉センターでやるのも公民館でやるのもね、お年寄りを慰めてあげるのは同じことかと思って、統一されたら簡単でええじゃないですか。何でそれ両方、統一できないんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）福祉センターの部分については、私の方からは申し上げられませんが、先ほど申しましたように、公民館はあくまでその社会教育法に基づく施設でございます。したがって、もともとの法も違いますし、一緒にできないというふうに考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）そういうことなら分かりました。じゃあ、今の老人のね、お祝い品なんかを削ったりせんと、少しでもそっちに回せるもんなら回してあげて助けてあげてくださいや。高いお金をね、損するようなこともしないでね。終わります。

○議長（桑原）1番、玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。本日は2点伺いたしたいと思います。

まず第1点目、公認心理師の配置についてでございます。近年はストレス社会と呼ばれておりまして、海田町の自殺対策計画においても、ストレスを感じたと回答されている方が60.5パーセントと高くございます。多種多様な悩みや不安を抱える人が多くいらっしゃる中、また、災害時においても心のケアは重要な課題となります。また、町政へ

の不満や不安においても適切な相談業務ができていない場合が多々あるようで、町政への不信や無関心を引き起こしているのではないかと考えております。相談窓口というものがあればいいというものではなく、一つ一つのケースにしっかりと向き合い、適切な支援や助言ができる専門家があって初めて実効性があるものになります。適切な相談業務が行える心の専門家については、数年前まで国家資格がなく、国民が安心して支援を受ける体制にはありませんでしたが、平成29年に法整備がなされ、現在は公認心理師という名称で国家資格を有する者が、教育委員会、市区町村、医療機関や企業などで様々な方面で活動しております。海田町においても職員のメンタルヘルスや災害時の心の支援などとともに、町民のいかなる相談についてもしっかりと受け止め、各部署と連携しながら問題解決を図ることができる専門職として、公認心理師を職員として配置してはいかがでしょうか。

2点目、自衛隊の航空飛行や行軍などに関する情報提供についてでございます。海田町には陸上自衛隊海田市駐屯地があり、訓練や記念日行事などに伴い、航空飛行や武器装備品等を携行して歩く行軍と呼ばれるものがあります。航空飛行においては、低空を飛行する場合や飛行音があり、また行軍においては武器を所持し、隊列をなして歩いている様子が非日常的であり、どちらにおいても何の情報もなく行われることにより、不安感を感じる住民が少なくありません。これらに関して、事前に情報が知られることで住民の皆様の不安やストレスを軽減できるのではないのでしょうか。情報提供については海田町から海田市駐屯地に要望すれば、特段の秘密行動や緊急事態でない限り、事前に情報提供がなされるのではないかと考えられます。緊急事態等に関してもあらかじめ要望しておくことで、実施後、速やかに情報提供してもらえenと思います。情報提供を受けられたものについては、これらの情報を町内放送や回覧板などを活用して、住民の皆様に知らせることにより、不安やストレスを軽減できるのではないかと思います。今後、自衛隊へ申し入れをし、情報提供を要望し、事前に知り得た情報をいち早く住民に知らせるようにしてはいかがでしょうか。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問に答弁いたします。

まず、公認心理師の配置についての質問でございますが、職員のメンタルヘルスについては、メンタルヘルス研修やストレスチェックを行う中で、衛生管理者や産業カウ

セラーが相談業務や健康管理を行うことで対応しております。また、町民の心のケアや相談等についても、担当部署において保健師等を配置し、相談業務に当たるとともに、必要に応じ、専門機関と連携し対応しておりますので、現状において公認心理師を配置することは考えておりません。

次に、自衛隊航空機の航行飛行や行軍などに関する情報提供についての質問でございますが、自衛隊に対して、行事に関する予定の公表や町への情報提供を依頼し、得られた情報については、町広報紙、ホームページ等を活用し住民の皆様へ周知することとします。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ただいまの御答弁で、職員のメンタルヘルス等については、現在、衛生管理者や産業カウンセラーが実施されているということですが、常勤で悩みを聞くような体制にはなっているのでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）常勤でいうのはないんですけど、衛生管理者の方が週2回フルタイムで、2日だけは出ております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）このメンタルヘルスについて、心のケアについて一番重要なところは災害時の心のケアだと思います。惨事ストレスケアについては専門的な知識がある者がリスクファクターについて予見をし、それで町の行動等に助言をするものが必要だと思いますが、惨事ストレスについての専門的な知識を有している者は、町に現在おられますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）そういった職員につきましてはいないんですが、今年度から定期カウンセラーということで、産業カウンセリングの方を毎月1回開催させていただいているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）産業カウンセラーというのは、惨事ストレスについての専門家ではございません。災害が起こった場合の心のケアに関しては、まず町が混乱することがあり、東日本大震災の心のケアに関する報告書というのが内閣府から出されているんですけれども、町の方が混乱して専門家を受け入れる準備ができていなかったり、また、要請が

うまくいかなかったり、受入れ要請がうまくいかなかったりということが生じているんですが、それに対して町にしっかりしたそういう知見のある者が所在して、そのコーディネート役に就くということが必要というふうに言われております。そういった中で、多くの市町が、現在、この公認心理師を配置しているところがございます。これらのことについては、産業カウンセラーの知識、又は産業カウンセラーというものは、約1年間ほど研修を受けただけで取れる資格でございます。公認心理師というものは、大学、大学院で専門的な知識、経験を積みまして、それから、更に国家資格を受けて通るもので、全くその質というのは異なります。ですので、衛生管理者、また産業カウンセラーで対応するということでは、この災害についての心のケアについてはかなり不足していると思いますが、そのことについての御認識はどうでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）災害時におきましてのメンタルケアということで、住民の方に対しては、被災された方に対しては、D P A Tを派遣していただいて、その辺の調整につきましては、保健師の方が被災地を回ったり、避難所を回ったりとしたことで調整させていただいております。その後の、災害が収まった後は地域の支え合いセンターの方が、県立の精神保健センターと連携して心のケアチームを派遣していただいてというところで、災害に対するケアというのは進めているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）大きな災害が起きたときにはD P A Tの方が入りますが、それが全て入るとは限らないということと、その人たちを誘導するための専門的な知識が、有した者が必要になってくるのです。東日本大震災の後もD P A Tについての要望というのは出されている自治体が多いのですが、そこに対して、まずリスクマネジメントができる者がいなければ、その要請もされません。この度の30年の土砂災害についても、海田町の方では、例えば、広島県の臨床心理士会から緊急対応の支援をしますよというふうな申し入れがあったにもかかわらず、その要望を受け入れられませんでした。これに関しては私の方にも要望があり、それを海田町の方に伝達しましたが、必要がないというような回答があったので間違いないことだと思います。そのようにして、まず海田町にそういう専門的な知識を有する者がいないので、まず受け入れのところからなされていないのが現状です。ですので、現体制では不十分ではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）リスクマネジメントをするというところで、現在、町の保健師の方がそこをさせていただいてるところです。災害時におきましてはいろんな情報が錯綜してるというところもございました。県の方と連携を取りながら心のケアについてはD P A Tをまず派遣するということでしたので、そちらの方をお願いしたり、そのほか、県の方といろんな災害時に調整させていただいて、臨床の心理士会の方をお願いしなかったんですが、介護福祉士会とか看護協会、看護師さんとかいろんなところから入っていただいて、何回もD P A T入っていただいたんです、実は。しっかりチームができてたので、そういうところで心のケアというのを進めていったというふうに思っておりますので、現状を今はまずは保健師の方でさせていただければというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）対策の方ね、しっかりされたということなんですけれども、例えば、東日本大震災においては、福島県などには、継続的にしかもアウトリーチでお電話を掛けて、調子が悪かった方を中心に追跡調査、又はケアをしていくというような仕組みをされております。今現在は、そのような大規模な地震等が起きていない状況ですが、これから南海トラフの大きな地震が起こる可能性が高いというふうに言われております。そういった中で、現体制のままではやはり不十分だと思いますので、今後、すぐではないかもしれませんが、改めて心の専門家についての配置の方をしていただきたいと思いますと思いますが、すぐではなくても、今後について御検討されるような認識はございますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）玉川議員の御提案、危機管理という面では、常にそういった方がいらっしゃるというのは即応できるという体制ができますので、それはすばらしいことだろうと思います。ただ、我々、そんなに大きな自治体でない中で1人雇用するということは、ほかの人事の面でも事務職員をじゃあ、減らすのかということにもなってつなげてきますので、ちょっとそこは比較考慮しながら検討させていただかなければならないことだろうと思います。すぐにということではございませんが、また、そういった危機管理の面からも必要なことではあるかと思うので、これは検討課題とさせていただければと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1 番（玉川）ありがとうございます。今後、是非検討していただきたいと思います。

もう1 件の自衛隊の情報提供についてでございますが、こちらの回答では、行事に関する予定等というふうに書いてあるんですけれども、特に訓練に関してではないかと思っています。例えば、行軍であったり、海田市駐屯地内にある訓練場での空砲射撃などが大きな音がしますので、そういったところで不安に思われる方がいらっしゃるのではないのかなというふうに思います。もう一つは、大きなところで言うと、記念日行事のときに航空飛行であったりだとか、射撃等の音が不安に感じるというようなお声がございました。これについてはおおむね1 週間前ぐらいから準備をされていて、何度も予行訓練を行われます。これについて、大体何日ぐらい前からやるというのが出ますので、それについてはしっかり情報を聴取していただいて、ホームページ等、また回覧板等を通じて、皆様に周知していただけたらいいんじゃないのかなと思います。多分、広報紙等ではタイムラグがあって難しいのではないのかなと思いますので、チラシ等の看板、又はホームページ等でやっていただきたいと思いますと思いますが、ちょっと改めてそこについて御答弁をお願いします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）これにつきましては、町のフェイスブックとか広報紙の中のインフォメーション、そこら等を活用しまして、なるべく早い情報を住民の皆さんにお伝えするように取り組んでまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○1 番（玉川）ありがとうございます。以上2 点、皆様御検討いただけるということで、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は10時35分。

~~~~~○~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。3 番、富永議員。

○3 番（富永）3 番、富永です。大きく2 点について質問いたします。

学校給食における牛乳の取扱いについて。学校給食において牛乳を飲むようになったのは、昭和21年に脱脂粉乳をお湯で溶いたミルク給食が始まりで、昭和25年にはパン、ミルク、おかずの完全給食が小学校で開始され、昭和29年の学校給食法の成立により学校給食が教育の一環として位置付けられました。昭和33年には学校給食用牛乳取扱要領が通知され、脱脂粉乳に代わり牛乳が提供されるようになりました。以来、牛乳は、成長期にある児童生徒にとって必要なカルシウムを効率的にとることができる食品と考えられ、学校給食の献立の中で多く組み合わされています。しかし、現在、牛乳は、専門家の中でも賛否が分かれる食材となっています。牛乳を飲むとおなかのざわめいたり、下痢や腹痛を起こす症状を乳糖不耐症と言い、小腸内で乳糖分解酵素ラクターゼが十分に作られないため、牛乳などに多く含まれる乳糖を消化することができないために起こる症状で、昔から乳製品を取り続けているヨーロッパの人ではわずかですが、日本人では成人の70パーセントに当たると言われています。UCLA医学部助教授の津川友介氏によると、2015年にアメリカ臨床栄養学学士会誌に発表した80万人を対象とする研究で、乳製品の摂取により前立腺がんや卵巣がんのリスクが上昇すると示されました。また、学校給食は、現在、食育の一環でもあり、ユネスコに遺産登録された和食の継承策が深まっています。1985年から文部科学省は週3回の米飯給食実施の目標を掲げ、2018年度の小中学校における米飯給食の実施回数の全国平均が週3.5回に増加する中、ごはんと牛乳の組み合わせは合わないという声が上がったことで、給食時の牛乳提供が廃止になった自治体もあります。平成27年に環境省は、学校給食の食べ残し、飲み残しが1人当たり年間17.2キロあると発表、東大阪市は2018年6月に12校5,077人の児童を対象に実施した調査では、1週間に残った給食の量として、牛乳約706本分と発表しており、飲み残しも食品ロスの問題となっています。アレルギーのある子どもも増える中、今後、牛乳を選択制にする、パン食のときだけ牛乳にするなど、提供方法について検討していくべきではないでしょうか。また、海の生態系に深刻な影響を与えているマイクロプラスチックを含め、プラスチックごみ問題への関心が世界中で高まる中、国内飲食業も次々とプラスチック製ストローを廃止することを発表してきました。東京都は廃プラスチック削減対策として、昨年、2019年度中に都内の公立小中学校の給食で使うプラスチック製のストロー配布を試験的にやめることを発表しています。SDGsの観点も踏まえた牛乳提供の方法も検討してはいかがでしょうか。

同性パートナーシップ制度について。同性カップルを自治体が結婚に相当する関係と

認めるパートナーシップ制度を、令和2年2月7日に広島市は、岡山市とともに導入することを発表し、両市で相互利用できるようにする方針を明らかにしました。転勤などで行き来することが多い両市が連携し、転居後に改めて手続する負担を軽減する狙いで、岡山市は7月から、広島市は2020年度の早い時期の導入を目指すそうです。昨年9月定例会において、同性パートナーシップ制度導入を質問させていただきましたが、改めて早期導入を検討し、県内でいち早く広島市と連携していいのではないでしょうか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については、私から答弁いたします。

同性パートナーシップ制度についての質問でございますが。広島市は、岡山市と連携して2020年の早い時期にパートナーシップ制度の導入を目指すとの報道があったことは承知しておりますが、導入を目指して、これから検討していくとされていることから、現段階では、広島市及び近隣の動向を注視し、引き続き、意識啓発を図りながらパートナーシップ制度についての調査研究をしてまいりたいと考えています。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木） 富永議員の質問に答弁いたします。

学校給食における牛乳の取扱いについての質問でございますが、1点目については、学校給食における牛乳の提供は1日の栄養をバランス良く摂取する上で大変有効な食品と認識しております。また、児童生徒の中で、牛乳等に対するアレルギーや下痢等の腹痛を起こすおそれがある場合には、牛乳の提供を中止するなど個別の対応を行っていることから、現在のところ、牛乳選択制等の措置は考えておりません。2点目の東京都で試験的に実施している給食で使用するプラスチック製ストローの配布廃止等の取組は、SDGsの観点を踏まえた廃プラスチック対策として有効な手立ての一つと認識しております。本町においては、学校給食の牛乳は、広島県学校給食会が指定する業者から提供されているため、一律プラスチック製ストローが使用されております。今後、SDGsを踏まえたストローの使用についての動向を注視してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 再質問に移ります。今回、このような質問をさせていただいているのは、

食育に携わる町民の方からの声もあったんですけれども、私が9年ほどヨーロッパに住んでいるときに、乳製品大国であったんですけれども、生の牛乳をそのまま飲むという習慣というか、周りでそういうことをする状況がなかったもので、チーズとかヨーグルトといったものを摂取しますし、牛乳をシリアルにかけるとか紅茶やコーヒーに入れるといったことはしても、そのままコップで生で飲むという習慣がなかったし、周りにもなかったものですから、すごく違和感を覚えておりました。日本に帰ってきて、小学校に演奏とかに行って、子どもたちと給食を食べる機会があったときに、一緒に食べるときに、毎日のように給食に牛乳が提供されていることにちょっと疑問を覚えたことがきっかけでございます。通告書にはがんのリスクなど書かせていただいたんですけれども、別に牛乳を廃止するとか悪者にするとといった気持ちは毛頭なくて、どの食品にも良い面、悪い面、いろいろな面があると思います。ただ牛乳に関しては、特にいろんな専門家、お医者さんを含む専門家が、いろんなリスクとかも挙げておりますので、そういった今、特に取り上げられているもの、牛乳に関しては、そういったものをほかの食品では毎日同じものを提供するということはないのに、牛乳に限っては毎日のように提供されていることにはちょっと疑問があるなというふうに思っております。そして、文科省から平成30年の7月に、学校給食実施基準の一部改正について出されておまして、こちらの学校給食における食品構成についての中に、日本型食生活の実践、我が国の伝統的な食文化の継承について十分配慮することというふうに記載されております。私たち大人は和食レストランに行って牛乳を注文して、和食と一緒に食べるということはないと思うので、そういった牛乳の栄養についてももちろんこちら書かれていますけれども、こういったバランスといったことを考えたときに、牛乳の提供の仕方については、ちょっと検討していかなければ、これからならないんじゃないかなと思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）栄養バランスとともにメニューの方の検討もということでございます。先ほども、富永議員のお話の中にもありましたように、米飯給食というものが、現在町内では4日間、パン給食の方が1日という状況で実施をされており、文部科学省等が示してる基準に沿って町内の給食も実施されているところでございます。牛乳給食につきましては、やはり栄養というところを第一にして、栄養のバランスの中で牛乳というものが、摂取する上では効率的にとれるということがまず第一の理由だというふう

に考えておりますので、他の場面で飲むということも想定はされるのかもしれませんが、学校生活の中で食べるという場面については給食のみをやはり学校の中で想定しておりますので、栄養摂取第一というところで考えて、現在のメニューを今続けているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） カルシウムの数値だけ、栄養バランスでということであれば、例えばカルシウムは小魚に含まれております。あと、チーズ、ヨーグルトといった代用品も可能であると思われます。特にチーズ、ヨーグルトについては発酵により乳糖が分解されて、乳糖不耐症の症状が起りにくいというふうにされております。特に、パルメザンなどの粉チーズに至っては、牛乳の10倍のカルシウムを含んでいると言われております。むしろ、3分の2の食事を担う過程において、カルシウムをしっかり取るという指導もしていかなければならないと思いますけれども、対応についてと、そういった家庭への指導ということはいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（森山） 先ほどありましたチーズであるとか、それから小魚の部分につきましては、不定期ではございますが、学校の方で個別にチーズの固形のものを配ったり、それから、小魚のパックになったようなものをいりこのような形で摂取をしたりということで、メニューの変化というところでカルシウムの不足の部分を補うということで対応しております。定例の中で、やはり、統一したカルシウム等の摂取を行う上では、やはり牛乳の方が効率的ではないかというふうに考えております。食育等の指導ということで家庭への啓発ということでございますが、基本的には給食というのは学校で摂取するものであって、カルシウムを学校で補えないものを家庭で補ってくださいということは、給食日より等の中では申されてる部分があるかとは思いますが、特定の食品についてとってくださいということの指導については、学校では行っていないというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 続いて、牛乳アレルギーを持つ子どもたちへの対応についてお聞きしたいんですけれども、今、全体でどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（森山） 牛乳アレルギー又は下痢等を起こすことによって、牛乳が飲めな

い子どもたちの割合でございますが、学校規模等もありますので人数とか個数でいくと、ちょっと中途半端な状況になりますが、町内の全小学校を見ましても、全て2パーセント以下の数で在籍をしております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） それを受理する、飲まなくていいよというふうにする基準というのは、お医者様の診断書とかそういったものの基準があるのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（森山） 特にアレルギー等につきましては、必ず診断書を基にして除去食という形で中止をするというところでございます。それから、下痢等につきましても、日常生活の中で保護者の方が非常に敏感に感じられてる部分がございますので、できるだけ診断書を以て判断をするようにしております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 例えば、子どもたちで、どうしても飲みたくない、家庭の中でも飲ませたくないという親御さんがいらっしゃる場合には、こういった対応をとられるのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（森山） あくまでも牛乳を中止する基準としましては、体調に係るもの、体調不良に係るものということを基準にしておりますので、嗜好であるとか、それから好き嫌いの中での部分については、学校の方でとめる基準とはしておりません。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 全部の子どもたちとお話しした訳じゃないんですけれども、自分が関わる子どもたち、知り合いの子どもたちとか、いろいろ牛乳について話すきっかけがあったりするときには、いろいろ聞いてみるんですけれども、その際に、牛乳が好きという子もいれば、やっぱり、御飯に合わないから飲みたくないけれども飲むという子もいます。真実はどうか分からないんですけれども、やっぱり飲み残しがないようになるべくしなければいけないという気持ちで、見えないところで水道に流す子もいるというふうになちょっと伺いました。あと、クラスの中で飲めない子がいたら、先生とクラスの子どもたちみんなで頑張れコールをして飲ませてたという話も少し聞いて、真実かどうか分からないんですけれども、そういった飲み残しに対する対応というのは学校ではどのようにされているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）飲み残しに対する対応でございますが、先ほどもありました、途中で飲んで、途中からもう水道口に行って捨ててしまうという状況については、正直、把握ができてない部分がございますが、1日当たり大体残る本数、その当日の体調等によって、残る本数も当然学校としては把握をしております、1日当たり、全校で、学校の規模にもよりますけども、やっぱり10本ないぐらい残る日があるというところは聞いております。その部分については教職員の方へ申し出て、体調の状況や本人の気持ちの上で飲むことを強制したりということはしておらず、残すことも含めて許容して受けておる状況でございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）飲み残しをしないようにというプレッシャーもあったりする子もいるかもしれないし、何かそういった学校側の方で、そういう子どもたちの声を聞くとか、保護者の方の牛乳に対する思いとか、そういった質問みたいなものをアンケートとかを取るというお考えとかはないでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）公共の場での話でして、学校給食が戦後果たしてきた役割はその時々に応じて、非常に大きなものがあったと思います。その中の一つが牛乳だったと思うんですけども、今、多様化が進んでいまして、牛乳に限らず、アレルギーの問題とか好き嫌いの問題が非常に顕在化しているのは確かです。それを無理強いしてやることによって別の問題を起こしてくると。特に、精神的な問題が起こってくるというのは重々承知しておりますので、それについては柔軟に対応していきたいと思ひますし、否が応でも食べなさいというような指導はしないように、ただ好き嫌いをなくしてバランス良く食べていくというのは食の基本だと思いますので、それをやっていきたいと思ひますので、理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）令和2年度から中学校も給食が開始されますけれども、これまで中学校の給食は牛乳を提供するということで、こちらは選択制であったと思うんですけれども、この選択している子どもたちの割合というのは大体どれぐらいだったんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）これも学校の学級数等にもありますが、大体、2割から3割ない

ぐらいの状況で希望して、牛乳給食をとっている状況でございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 給食の役割として教育委員会が提供していくという概念の中で、栄養のことを考えると、小学校だけじゃなく中学校も成長期の子どもたちでカルシウムは必要だと思います。そういう概念からいくと、2割という申し込み率は少ない訳で、その辺はいかがお考えだったのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（森山） 牛乳は完全給食の中の1品という考え方の中で位置付けて、完全給食として出されているものでございます。お弁当と併せて牛乳を選択していくことによって、より多くのカルシウムを摂取していくことということにはなれると思うんですけども、基本的にはお弁当をベースとした昼食という形になっておりますので、牛乳給食を強制する、また全員とらせるという形はこれまでもとってきておりませんでした。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） であるならば、牛乳を選択制にするという方法も一つ考えられると思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 来年度から給食を始めますけど、過去を言うと、そういう過去のプロセスの中で、牛乳を強制しなかったのは本当の姿だと思うんです。だと思います。それだけのことではないかと思うんです。皆さんに牛乳を絶対飲みなさいというところまで踏み込んだ議論がなされてなかったのが本当のところだと思います。以上です。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） でしたら、みんなで議論をする場を設ける、そういった声を拾うということ、まずしていくべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） だから、今回の給食の実施なんです。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 給食提供ということはとても大切なことでありますし、栄養バランスも大切なことです。ただ子どもたちにとって給食が本当に楽しい時間、幸せな時間、そして嫌なことを強制されてトラウマになるような嫌な時間でないことをこれからも検討していただきたいなと思っております。次に、プラスチック製ストローのことですけれど

も、今、飲み終わったストローの扱いというのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）飲み終わったストローにつきましては、一括袋に入れて、別の形で捨てております。牛乳パックについては班ごとであったり、それから、学級ごとでまとめた形で捨てるということで、パックとストローとは別の形で捨てております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）こちらはリサイクルをされているということでよろしいですか。それとも燃やすごみとして出されていることでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）燃やすごみとして出しております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）今世界では、国、自治体、企業を含めて、このプラスチックごみ削減というのは本当に大きな課題で、今どんどん取り組まなければいけない課題とされております。ごみをゼロにしていかなければならない教育として通告書にも挙げました。東京都はプラスチック製ストローを廃止する方向で、いろいろ今検討しているということでございます。東京都の多摩市の青陵中学校においては、2019年6月末に大阪で行われたG20で世界的な問題として取り上げられた海洋プラスチック汚染や廃プラに着目して、生徒たちがSDGsの取組について、自分たちが身近にできることは何かと考えて発案されたとして、ストローを廃止、ストローを使わないで飲むという取組をしました。また、福岡県の福津市の小学校5年生たちも同じように自分たちでこういったごみを減らすというSDGsの取組を一生懸命みんなで考えて、プラスチックストローを使わないでどういうふうに飲めるかということをもみんなで考えたということもされました。そういったことで、こういうごみをゼロにしていかなければいけないという教育というのは、学校現場でどのようにされているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）自分たちの身近な問題として扱うものとして、今回は例に挙げていただきましたストローの廃止というところは非常に有効な視点だというふうに考えております。ごみ問題につきましては、総合的な学習等で別の形で環境問題として扱っている状況がございます。身近なものとして一つの例を挙げるというところで、今回の例ということは使えるということも考えておりますけれども、現在、広島県の方で、先ほ

どもありました学校給食会が提供しているものがストローを形状として飲むものということで限定をして出されておりますので、この部分については変更の方は難しいというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 日本は、世界から見て、やはりプラスチックごみ削減に対してとても意識が低いというふうにも言われているのが現状です。ごみというのは処理施設で焼却されて、その後出た灰、リサイクルが難しいごみは最終処理場であるごみ埋立地に捨てられます。環境省によると、このごみ埋立地は全国最終処分場の残余年数というのが20.4年というふうにされております。約20年後にはもう捨てる場所がないというふうにされております。2018年には日本がプラスチックごみを輸出して何とかリサイクルというふうにさしていたんですけれども、こちら中国やマレーシアなどのアジアの各国が相次いでプラスチックごみの輸入を禁止しております。2070年には石油が枯渇、2072年には天然ガス、100年後には石炭が枯渇して、あと50年もすれば、プラスチック製品を使う快適さ、便利さは失われて、資源の枯渇問題に本当に直面します。待ったなしの問題です。私たちに今できることは、資源の消費をなるべく減らすこと、ごみを減らすことだと考えております。学校現場でも、これ本当に真剣に取り組んでいただきたいことだなというふうに思いますけども、今一度考えをお聞かせください。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） プラスチックごみの問題については、これは国際的な世界規模での問題だと捉えております。子どもたちの環境問題学習においても、プラスチックごみをいかに少なくしていくか、買い物の袋とかこのプラスチックストローの問題とかありますけど、そういったところ、環境の総合的学習の時間の中でしっかりやって、自分たちにできることは何かということを考えさせていきたいと思っております。

ただ、いろんなところで取組が行われているのも重々周知しておりますけど、この今、プラスチックのストローに代わるものを使ったときに、マイコップを持ってきてそれに移して飲むとか、マイストローを持ってくるとか、短期間ならば取組ができるし、それを恒常的にやっていくということに関すると、非常に不衛生極まりないんじゃないかというような問題もありまして、これは慎重に考えていくべきですし、プラスチックごみのことについては、当然注視していきたいと思っております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永）今、教育長がおっしゃられた取組は、東京都でされていて、確かに今検証段階ということにありますので、是非その動向も見ながら、しっかり本町でも小さい町でも発信できることというのをしっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、パートナーシップ制度ですけれども、調査研究をしてみたいと考えておりますとあるんですけれども、広島市さんは本当に導入に向けても動いていらっしゃるということで、何か広島市さんから通達みたいなものというのはないのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）広島市さんから、特段、うちの方に通知の方等は来ておりません。

ただ、私の方からは担当課の方に確認をしましたら、まだ今のところ何も決まってない状況で、今から検討に入る、例えば条例改正するか、要綱改正するか、そこらも含めながら今から検討していくという回答はいただいております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）こちらの内容につきましては、昨年の定例会でも一般質問させていただきましたので省略いたしますが、多様性を認める社会ということの実現で小さい自治体からどんどん発信していくことも大切だと思いますし、広島市に囲まれたこの海田町の立地で、やっぱり連携していくことはすごく大切だと思いますので、一番に手を挙げて、自分たちが一緒に連携するぞという姿勢を見せていただきたいと思いますと思っております。印鑑条例も海田町が県内の町の中では一番に条例改正をしたところ、男女の表記がなくなるということでとても喜ばしい限りですので、是非こういった取組に、どんどん取り組んでいただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（桑原）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。2点だけお願いいたします。

予算執行とその説明の重要性についてでございますが、予算は議会の議決が必要であり、これまでも慎重に審議をしてきたところでございますが、海田町の今後を左右するような特に重要な案件については、関係委員会で十分に審議できるよう、真摯に説明を行うべきであると思われませんが、どのように考えているものか問うものでございます。

大きく2点目に、町道及び里道の管理について。この先、利用頻度が少なくなるにつれて、道路が荒れたり適切に維持管理ができない道路が増えることがないか不安に感じるところでございます。今後も、町民が安心して利用できるよう、多目的な整備、管理

を行っていく必要があると思われますが、維持管理のあり方についての執行部の考えを問うものです。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）崎本議員の質問に答弁いたします。

まず、予算の執行とその説明の重要性についての質問でございますが、議員、御指摘のとおり、議員の方々に対して丁寧の説明を行い、事業を推進していくことが大切であると考えております。

次に、町道及び里道の管理についての質問でございますが、町道につきましては、引き続き、道路パトロールや住民の方々、関係機関からの連絡により、適切な維持管理に努めてまいります。里道につきましては、その利用状況に応じて必要な維持管理を図ってまいります。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと町長にお願いでございますが、全般的に審査関係でお願いいたしますので、ちょっと幅が若干大きくなると思いますが、答弁ができんところは答弁ができませんでええ。

○議長（桑原）予算関係ですか。予算関係は予算委員会でやってください。

○13番（崎本）いやいや、予算関係じゃありませんので。適正なところで、駄目なら駄目と言うてください。

○議長（桑原）よろしくをお願いします。

○13番（崎本）こちらこそ。まず、答弁の方ですが、非常にええことが書いてあるよの。

ここのはじめに町長も真剣にやってくれいうてでたんじゃからの。そこでちょっとお伺いいたしますが、今の町道143号線の関係で、いろいろと下岡さんからも質疑が出ているんじゃが、この説明内容に、わし、これ、後から出されたんじゃが、5号線の前にこういうものを出されて説明されたらええ思うんじゃが、議決されてからこういう資料を出されるよの。それが一つ間違いじゃ思うんよ。それでの、はっきり言うが、聞くが、これ、事業計画の説明では、平成16年1月、建設産業委員会で事業概要を説明したと、それで説明責任は済んだと、議会でそう言われましたが、その建設委員会で、どのようなあれをされたか、今からちょっと聞くよ。16年の建設委員会は、委員長が佐中、副委員長が斎木、渡辺、住吉、宮坂、町長、あなたも入っておられるんよの。だから、私が言う、ここにあなた方が出された書類じゃけん、建設委員会に事業の概要を説明して説

明責任が済んだと、あなた方が委員会で、2回も3回も言われましたよ。そこで聞くん  
じゃが、その中で町長もおられて、どういう説明があったか。書いてあるんじゃないから、  
これ。町長、どういう説明があったか記憶にあるかないか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）執行部の答弁においてはそのとおりでございますし、私がそこで感じたこ  
とに関しては、精査しないとちょっと分かりませんので、振り返りをしてみたいという  
ふうに思います。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）だからね、こういうことを出す前に、私が言うたでしょうが、多くの議  
員はね、平成16年に説明があったいうても、平成16年になっちよる議員が少ないんよの、  
説明責任が済んだ言われるが。ほいで、平成27年、これも予算委員会で説明したとある  
んよの。平成27年の3月には、まだ、町長おられたんよ。ここでどういう説明があった  
か、町長、分からんでしょう。分かりますか、町長、説明してください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）執行部の説明は、現在、提案されている説明のとおりでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）どういう説明だったか内容を聞いちよるんよ。覚えちよる、覚えちよっ  
たら内容をお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）現状として、執行部が説明したとおりを認識しております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）そのときにね、じゃあ、どういう質疑が出たか。私は現状でやったらど  
うかという質疑を出したんよの。可決したのは、このときの可決はバイパスのことを可  
決したんで、山岡町長の。の、町長。今は町長だが、このときには議員よ。この年の11  
月に町長になられたんよ、立候補して。そうじゃろう。だから、こういう分からないこ  
とを新規にやろうか思う、新規いうか、皆に分からない人が多いときには、改めて真摯  
に説明する必要があったか、あったじゃないですか。やらなければいけなかったんじゃ  
ないんですか。新しい議員もおられるんじゃないけん、一から十まで分かるように説明責任  
があったんじゃないんですか。どうですか、町長。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）執行部においては、執行部の連続性の中に動いておりますので、その説明に基づいて、現在、動いてる状況でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）あのね、町長、わしは分からんと言うとるんじゃないよ。これに関しては、ずうっと携わっちよるんよ。平成4年度の陳情に対応して寄附じゃどうのこうの言われるんじやが、寄附も書類分かるんよ、ここにの。あなた方はこれをないようにしただけよ。下岡さんの説明での、平成4年に工事用道路の存続についての陳情があった、1件だけ、の。合意が得られなかった。合意が得られなかったんは誰か知っちよるんよ。ここで言うちゃいけないがの。そういうあなた方が、平成元年に買うちよるんよ。そりゃ、あんたらがどういう考えで買うたか知らんのよ。やっぱり、平成元年の11月にやって、12月に議案を出されちよるんよ。そのとき、十分な説明がなされたらこういうことになっちよらん訳よ。これ、建設部長に、ほんじゃあ、の、あんたも何か言いたそうな顔をしちよるけん、言うんじやがの。平成4年に、わしや、町会議員に出させてもらうたんよ。そのとき、今の里道を寄附するのに、ね、附帯工事をしちよる訳よ。附帯工事を。これは児玉課長のとて、児玉さんじゃなかったかな。まあ、誰でも、ほんじゃ、分かたら手を挙げて言うてくれ。ほいで、工事は細井がやっちよる、の。そこまででええわ、あんた、答弁したいんじゃろうけん、答弁してくれ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと趣旨が分かりませんので、もう1回、お願いいたします。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）例の寄附してもろうて、寄附して、道路を付ける代わりにね、要は、土地を出した人に対して、今の出してもろうたけえ、土留めとかブロック積みとか、ガッターとか、据えちよる訳よ。そういう、あんたら、知っちゃあすまいがの、あんたもおったいうんじやけ、わしが寺迫公園をやったときに、わしや、建設部におったいうんじやけん、あれが何年か分からんよ、わしも。わしも昭和からずっと工事しての、この明飛川の急傾斜から4メートルの拡幅道路から一斉わしがやらしてもろうたんよ。ほいで、名前を言うが、今の寄附してもろうた本人、まだ生きちよった、の、それ、わしの後援会長やつてもろうた人なんよ。わし、寄附してもろうたのも、判こをついてもろうて、ちゃつとある訳よ。あれと中垣さんと。仲がえかったんじやけ、わしや。みんなのためじゃけん、いうたんよ。ほいたら、あんたらが、橋が駄目じゃ、今の何とかいう、土留

工か何か知らんよ、あれがどうのこうの言うて、わしはその当時は別に思わなかったんよ。ほいで、そのときにわしも一般質問での、これを、ほんじゃ、鉄を使わなかったら、危ないから撤去してくれ言うたんよ。平成4年よ。そのときにあんたら、撤去も何もしとらんじゃないか。撤去したらね、こういう問題、出ちょらん訳よ、の。ほいで、まだあんたら、の、ものは何でもかんでも言うて済むことじゃないんよ。昨日の下岡さんの答弁では、新しい橋が出る、災害が、あれ、利用できる限りは利用して、新しいのができたら撤去します言うたんよ、の。利用するだけ利用したから、利用できるんじやったら5年もできるんじやったら、利用するようにすりゃええじゃないか。下岡さんが言うように、自分らが使いたいときだけに使うてよ。じゃないでしょうが。もうちょっと真摯にやらの、あんたら言いたい放題言いよるんじやが、の、課長、何年も先のことじやが、三迫川、町の管轄で町が管理します、の、災害が起きた時に大雨が降った、山岡町長のときによ。その復旧事業に2,000万か2,500万か知らんわ。あなた方が決めたじゃないか。そりゃ、違うじゃないか、これは県じゃないかいうて。町がする必要ない、県じゃないかいうて。何回、あんた、委員会開いたか、何じゃかんじやいうて。木村課長、あんた、明治まで出たんで、その当時。明治の畑賀の何のときどうのこうの、それから、あれ歴史を上ってからに、海田町が管理しちよるいうて。違うじゃないかいうて。まあ、山の中に隠れて分からなかったけど、えん堤があったろう、砂防えん堤が、ちょっと県がしましたいうて。県の課長、部長、皆謝りに来ちゃったんよ、の。その管理の仕方が、何が悪かったか。あなた方もその説明知りやすまあ。元は電算機、あれなかったんよ。それを皆、入れ直すときのミスじやいうて、県は認めたんよ。あんたら、そういうことは一つも認めちやすまい。だから、重要案件があるときには、常任委員会でも何でも議長に申し出て、説明責任があるんじやから説明せにやいけんのよ。どうかいの、それ。まあ、長々言うたから、ここまでちょっと答弁をお願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、御指摘いただいた御趣旨は、説明責任のことと、あと、町道143号線のルートのことだと思います。そのように私理解して、御答弁しますので。

まず、説明責任でございますが、今、議員が言われたように、平成16年の1月だったかな、そのときに常任の方に御説明をさせていただきまして、その後、いろいろ設計委託とか用地買収に掛かるお金は、その都度、御審議をいただきまして執行の方はさせていただいておるところでございます。しかし、この度の12月議会において、工事の方を

やるということになるのは、全く今回初めてでございましたので、長期間にわたる事業については、この前の2月、1月の常任委員会でも申し上げましたが、今までそういったことは説明しておりませんでした。常任委員会の中で長期に及んでおる事業については、我々執行部の方から御説明をさせていただきますということで、委員長にも今御質問いただいた崎本先生にもお答えして、そこは御理解いただいたところだと思っております。

それから、町道143号線のルートでございますが、これは昨日、下岡議員の方にも御説明しましたが、確かに言われるように、当初、いろいろ工事用道路のところを通過して、ルートを考えるということもいろいろ考えましたが、なぜあそこに橋が架けられないか、なぜあそこに道路を設置できないかということを地元の説明会の方でしっかり御説明をさせていただきますして、そこは十分御理解いただけたところだと思っております。詳しいことはもう皆さん御存知だと思いますので、そこはもう説明の方はいたしません。そういったことで地元の方には十分御理解いただいております。それと、やはり、今まで崎本先生が、あの三迫地区の方でご尽力いただいたおかげで、いろんなインフラ整備もできておるということで、そこは大変感謝しております。そういったこともありますので、これからは今の143号線で地元の皆様の方も一日も早く道路を造っていただきたいという強い思いがございましたので、是非、これからは一緒になって、道路の方の整備をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） そりゃあ、まあ、済んだことじゃけえわしに協力せえちゅうことじゃろ。

そうじゃなしにの、真摯にやっぱりね、過去を振り返って、ちゃんとしなければいけないでしょうが。わしゃ、そう思うよ。町道6号線のバイパスか何かも分からん訳よ。私も説明会に行ったんよ。ほいたら、みんながみんな賛成じゃないじゃない。皆さん、そういうことを知ってますか、ほとんど知ってる人おられんでしょう言うたら、1人だけ、わしゃ知っちゃうよ言うて。誰かは言わんよ、知っちゃうのが。その人は、そのお父さんが死んでお母さんが残っておられて、お母さんが弱られたから、帰ってきちゃったんよ。じゃけん、現実には知ってないよ。だから、最後に皆さんが言うたのは、そういうことは議会で決めてくることよ。議会でちゃんと協議して、議会で決めてこいや。わしらどっちでもええよ。早うやつてもらえりゃ、どっちでもええよと言われて。それがあれよ、現実には。だから、そういう意見を12月の議案を出す前に、しっかりと説明責

任をせにゃいけんちゅうことをわしは言いよるんよ、の。昨日も、坂と熊野のある議員から電話があったんよ。さきちゃん、何しよるんかと。おまえら、議論せんのかいうて。議論せんのやない議論さしてくれんのじゃけん言うたやの、わしや。しっかりとこういう大きな分が出る前には、議論をする場をあなた方が説明したいんじゃから、常任委員会でも開いてくれ。全協でも開いてくれいうて、議長に言うて、それから十分説明、議論をやって、議案を出されるんが当たり前じゃないかの。ここね何年か知らんが、こんだけ6号バイパス、6号バイパスいうて、6号バイパスの6号のバイパスのバも出やあへんじゃないか。諦めたんかどうか知らんが、途中は尻切れとんぼでからに。の、そういうことはいけないじゃろう。皆一つ一つ、町民が考えることは、一つ一つあんたらがたが解決せんかったら、あれもこれも尻切れとんぼになってしまうじゃない、ええ。わしはそこらを言いよるんよ。出たところ勝負じゃ駄目なんよ。しっかり計画性を持って、自分らが言うたことには責任を持って、143号線、2年、1年7か月もほっとって、先月中には、舗装、何とかかける業者に言いましたいうて。今日、今もできちゃへんじゃない。業者やる気ないいうんじゃけん。これも誰と誰が揉めとるか分かつちよるん、わしや、分かつちよるがものを言わんよ、言わんよ、そりゃ、個人情報じゃけ。だから、行政で、わしや、司法によって解決しちやろうかいいうぐらい、の。でしょう。今の在来のあれも、あなた方は皆分からんから、架けたらいけん、架けたらいけん、合流部分じゃけなるべく避けてくださいは書いてあるんで。部長。海田町にいっぱい橋を架けちよるわいの。皆、床止めが絡んじよるんよの。はっきり言うて、月曜日かいの、総合公園上がるんじゃがの。あそこのところも床止め絡んじよる、エバーグリーンから下りる、の。床止めが絡んじよるんとエバーグリーンから下りるそれが、合体しとるんよの。なるべく避けてくださいいうて、避けられん場所もある訳よ。それを一概にあなたらが何でも行政だけ、わしが一番偉いような言い方は駄目なんよ、の。なるべく避けてくれいうて、書いてあっても、それがそこだけ、あそこ架けたら住民が便利で利用できるいうたらね、なるべくそれにかからんように通るようにするのがあなたらよ。頭からあれやっちゃ駄目、これやっちゃ駄目いうて、駄目なこといっぱいしちよるじゃないか。ほいじゃから、問題になるんよ。第一、誠意がないんよ。今日も、下岡さんに、あなたら聞いちゃったろう、下岡さん、田んぼどうのこうのいうて、気に入らんかったら貸さんでもええよ、やめやめいうて。執行部、海田町に協力することになるから要らんよいうて。協力、みんなが協力してあげるけん行政はなっていくんじゃからの。自治会でもそうよ。

自治会のもんに、海田町のためならいうて、やっぱり、反対があっても協力して海田町になっていきよるじゃろ。そうじゃから、そういうことを真摯に受けての、説明できるころは十二分に、これでもかちゅうぐらいの説明して、それから皆さんの賛同を得な、こういうことは今だけじゃないよ、再々起きるよ、の。町長、その点について、の、何かあったらすぐ説明責任を果たす。あなたがそういう考えじゃなかったら進んでいきやあへんのよ。誰か言うたよ、あんたが政治家じゃけ、あとは付録じゃけん、の。町長、真摯な気持ちで受け止めるのかどうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）海田町の運営においては、職員と一丸となって進めているところでございますので、説明においても、刻々とその場においてきちっと説明してきているつもりでございます。そこの中の理解の齟齬はあるかとは思いますが、そのところの点に関して、できるだけ理解いただけるように説明を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）だからね、あなたが長じゃから、職員をあなたが引っ張っていかんかったらね、職員にあなたが引っ張られていくようじゃったら駄目だちゅうことを言いよるんよの。それを真摯に受け止めて、今後の行政をやってもらわんと困る訳よ。これは何ば言ってもしょうがないんじゃけんの。

今度のはの、里道について。里道は今説明したように、高齢者が多うなったら、だんだん里道が荒れてくるんよ。今、イノシシじゃ、鹿じゃ、猿が多い。里道が荒れてくるんよ。荒れてきてから整備するたあ、早めに早めにはやっぱり整備することもわしゃ必要だ思うんよ。なぜか言うたら、わしゃ、三迫ばかり言うちゃいけんのじゃが、わし、成本のそこから電話が掛かってくるよの。成本、イノシシが出ていけんから、崎本さん、何とかしてくれいうて。まあ、あんたら知らん、知っちゃっちなやね。成本の中間所にふるさと館から今日の浦公園か、あそこまで道を付けようという計画があった訳よの、昔。まあ、久保田さんは知っちゃるわいの。その度に引き込み道路ができちよる訳よ。これも途中でストップしちよる訳よ。ストップして、そこの今の建設用地のとも荒れてしもうて、畑も荒れて、どうもこうもならん訳よの。おまけにそこの近所に墓所がある。墓所も掘られての。ほじゃから、そういうところも巡回して、気がついたら、早め早めにコンクリート舗装でもすりゃあ、道路だけでも助かる訳よ、ね。今、泥のま

まほったらかしじゃけん、早めに早めにコンクリート舗装でもしてあげりゃ、道でも通れる、たちまち通れる訳よ。農作業するんでももの。墓参り行くんでも。まあ、そこらしてもらわにゃいけんのじゃが、そこらをする考えがあるかどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、お話がございましたように、昨今、鳥獣被害によって里道の方が壊される事案が非常に多発しております。そのような中で、町の取組といたしましては、まずやっぱり鳥獣駆除班の方との連携の中で、いかにそれを寄せ付けないかということと、その一方で破損した里道について、町の方で修繕の方は行わさせていただいておるところでございます。しかしながら、コンクリート等によって強固に修繕していくというのは、今の段階ではちょっと難しいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）あのね、わしも駆除班、駆除班でも年取るけんの、だんだんその道が歩きにくくなるんよ。だから、強固じゃないちゅう、イノシンがおって、がたがたがたがたするようにならんように、簡易なアスファルトでも何でもすれば、そんだけ、鳥獣、今の駆除班の者でも、年寄りがやっぱり行きにくいじゃない。の、町長、墓も参りにくいじゃろ。道直したら、墓も参りやすうなるんじゃけ。そこらを考えてやってくれな、困る訳よ。がたがたになってやってもろうたら困る訳よの。みんながそう思うちよるんじゃけえ。少しでも前進するよなの、回答くれや。わし、大高下さんみたいにぱっぱっと前向きな回答をわしも欲しいんよ。どうかいの。部長はどうかいの。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、課長も申しましたように、利用状況等々を見まして、直してはいきますが、地元の皆さんがやはり御都合の悪いというところがあれば、そちらの方は前向きにいろいろ取り組んで対応していきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）わしね、何も海田町に協力せんいうんじゃないよ。ただ、あなた方がの、都合がええとこは説明を省いて、前へぱっぱっぱ、そうじゃなしにの、協力してあげるんじゃから、地元が十分理解できるよなの、やっぱり説明、そりゃ、せんかったら皆協力せんようになるよ。いや、ほんま。わしも先、何年生きちよるか知らんのじゃがの、生きちよるや、海田町に協力をするよ。そやけん、わしがかつかつかかなるようなことは、あまりしてほしくないんよ。まあ、そこらで前向きにやってくれるちゅうこと

じゃけん、これでやめます。そやけん、わし、あんたらが協力くれんかったのを、誰か買うたかいう、登記書まで持ちよるよの。令和元年何日かいの。まあ、言わんわ。まあ、そういうことで、町長よろしく頼みます。

終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 38 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。11番、岡田議員。

○11番（岡田） 11番、岡田です。3点について質問をいたします。

まず1点目の瀬野川の土砂浚せつについて。地球温暖化により各地で豪雨が多発をしております。町内でも、2018年の7月の西日本豪雨により浸水被害や土砂災害など多くの被害を受けました。瀬野川も氾濫、越水の寸前まで水位が上昇し、周辺の地域に甚大な影響を及ぼすところでした。また、以前よりも多くの場所で土砂が堆積をし、中洲もでき、川の流れを阻害をしております。県が河川整備予算を削減をしている中で、予算の関係、他の自治体とのバランスがあるとしていますが、今後、県の堆積土砂撤去や河床低下、洗掘、樹木伐採などの対策や計画はどのようになっているかお尋ねをいたします。

2点目に、水道事業の広域化についてお尋ねをいたします。2019年の1月に示されました海田町水道ビジョンでは、50年、100年先の将来を見据えた海田町の水道事業の理想像を示した上で、当面の目標年度をおおむね10年後の2028年に定め、計画期間を2019年から2028年までの10年間としていますとなっております。また、国や県などとの連携については、海田町水道ビジョンに示した施策を確実に実行していくために、これまで以上に、国、広島県との連携を深めることが重要です。厚生労働省が新水道ビジョンを具体化するために実施をしている交付金等を十分に把握し、広島県水道広域連携協議会への参加を中心とした継続的な協議を行うなど、国や県などと連携を深めることにより、本町の水道事業の抱える課題の解決に努めますとしております。しかし、今年の1月に、広島県企業局が示した広島県における水道広域連携の進め方についてによると、県全域

を範囲として、経営組織を一元化する統合が適当、統合の受け皿は市町と県で構成をする企業団、一部事務組合が適当としている。企業団を受け皿とする県全域を範囲とした統合に向けては、次の実施プロセスにより取り組むことが適当であるとしております。まず、ステップ1として、企業団の下で県内水道事業及び水道用供給事業を一体化に運営し、全体最適による事業の効率化を図る。市町と県を構成体とする企業団を設立し、各水道事業の経営組織を一元化。事業間の格差があることを踏まえ、事業間で経営資源、人、物、金が流用することがないように、会計は事業ごとに区分経理し、水道料金で費用が賄えない場合は、当該構成団体が負担、水道料金は現行の市町県別料金を維持、10年間で交付される国交付金の活用により施設の適正化など、取組を集中的に実施をするとともに、施設の整備水準の平準化や維持管理の効率化を図り、事業間の格差を縮小。ステップ2として、県内水道事業及び水道用水供給事業を一つの事業に統合し、最適な水道システムを構築をする。国交付金の活用により、施設の最適化がおおむね完了する10年後に、広域連携の取組の実績と将来の経営見通しを検証した上で、会計の一本化と料金統一の可能性について改めて検討するとなっております。これまで以上に、国、広島県との連携を深めるということは、ステップ1、2を通して、10年後には1事業に統合し、会計の一本化統一料金ということが県の方向だと思いますが、町の対応はどのようにするのか、海田町独自の水道事業をどのように守るのか、下水道事業も広域連携の企業団に事業移管や業務委託をするのか見解をお尋ねいたします。

3番目に核兵器廃絶について。今年は被爆75年目に当たります。昨年11月24日にローマ教皇フランシスコ・ヨハネ・パウロ2世が38年ぶりに広島市を訪れました。ローマ教皇が国家元首を務めるバチカン市国は、2017年9月20日に核兵器禁止条約署名、批准開始初日にいち早く加わった国です。平和公園で行われた平和の集いで、世界に発信された教皇のメッセージは、戦争目的の原子力の使用は犯罪以外何物でもない。核兵器の保有、それ自体は倫理に反すると核兵器の使用と保有を厳しく断罪をいたしました。短い滞在でしたが、被爆者の体験に耳を傾け、参列をした被爆者一人一人と言葉を交わして核兵器廃絶を願う被爆地を大きく励ますものでした。ところが、教皇の被爆地訪問の翌日の25日に、菅官房長官は、会見で核を含めた米国の抑止力を維持強化していくことは現実的で適切な考えだと言い切り、教皇の教えを退けました。また同じ日に、教皇と会談した安倍総理は、核兵器のない世界などの実現に日本とバチカンはパートナーだと言いましたが、核兵器禁止条約に背を向け続けております。教皇のメッセー

ジは、核の傘にしがみつき、ポーズだけの核兵器廃絶を唱える被爆国日本政府に対する痛烈な批判と言えるものではないかと思います。海田町の被爆者も核兵器廃絶を願っておられます。町長自身、核兵器廃絶を訴えるべきだと思いますが、見解をお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問に答弁いたします。

まず、瀬野川の土砂浚せつについての質問でございますが、現在、広島県において瀬野川の土砂浚せつ工事が発注されており、工期は6月末と伺っております。また、今後の維持管理につきましては、広島県が策定している河川内の堆積土等除去計画の管理基準に基づいて適切な維持管理に取り組まれる予定と伺っております。

次に、水道事業の広域化についての質問でございますが、1点目については、事業統合に参加する事業体の割合や料金設定などの将来像が段階的では見通せないことから、来年度示される企業団体への参加に係る基本協定案などの内容を踏まえて、慎重に判断してまいります。

2点目の下水道事業につきましても、多様かつ実践的な広域連携の取組について、引き続き協議を進め、メリットデメリットを様々な方向から検討をしております。

次に、核兵器廃絶についての質問でございますが、本町においては非核宣言を行い、日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議に加入し、核兵器廃絶に向けた活動に参加しているところでございます。住民の安全を守るべき自治体の責任者として、今後も引き続き、核兵器廃絶に向けてアピールしていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは再質問をさせていただきます。

まず、瀬野川の土砂浚せつのことなんですけれども、6月末ということなんですけれども、この前の災害対策で表が示されたんですけれども、あのときに一部の委員の中からあそこの今の中川学園か、あそこの土砂をどうするのかというふうなことで、あのとき何か港湾予算のお金を使うとか、県のというような答弁があったと思うんですけれども、ちょっと、その辺のところは河川予算を使われるのか、県のですね、ちょっと、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）中川学園の前は、今回の土砂浚せつの範囲には入っておりませんで、瀬野川の河口部分、もう一番、港湾に近い部分について、土砂浚せつの工事が発注されております。その予算は、一応、河川の方の予算で、河口部分の土砂をどけるといふうに伺っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それじゃ、この6月末にするというのは河口部分のことなんじゃないかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）6月末というふうにお答えしておりますのは、こちらは瀬野川の昭和公園から上流の行政界までの区間を示したものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ということは、あそこのつくも橋、税務署の前の。あそこの橋、上流、下流で見たら、上流の方は多分、上流いうんか、昭和公園の方ですね。上流の方を見たら、多分、6月末のこの予算でされるということなんだろうけども、その下流の部分、いわゆるこの前、去年の10月か工事が終わった場所、あそこはどういうふうになっとなるんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）つくも橋から上流の方という御発言がちょっとあったんですけども、今回の工事は昭和公園から上流ですので、つくも橋の前後については含まれておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは、あそこの部分は今計画はないということなんだろうかね。計画いうんか、予定には。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今現在、県からお聞きしている工事の中では、土砂の撤去の範囲に含まれていない状況です。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）町民の方も、あそこ、災害の前よりも土砂の堆積いうんか、誰が見ても大きい訳なんですよね。その部分を、やっぱりこの、かなり、どういうん、災害の前よりも土砂が堆積しているという状況なんですけれども、その部分はどういうふうな、撤

去計画いうふうなものはない訳でしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の災害を受けて堆積した土砂の撤去の方針、基本的な県の方針は、全ての区間で阻害率というんですけれども、本来、計画している川の水が流れる断面に対して、阻害率が10パーセント未満になるように、土砂の方をどけていくというふうに伺っておりますので、今の時点では、県の方ではその中川学園の前について、その必要がないというふうな御判断をされているということになるかと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この土砂の河川の県がやる撤去いうんか、これはどこの自治体でも、県にお願いをしておるんですけども、県の方はなかなか予算の関係とか、ほかの自治体とのバランスとか、そこに書いとるんですけども、そういうふうなことを言ってなかなかやらないということで、今までずっと広島県の河川予算というのはどんどんどんどん減らされてきて、2000年のときは378億円ぐらいあったんですけども、2018年には72億円まで下がったと。副町長は多分よく御存知だと思うんですけれども、それで、去年か、去年は70億円ぐらいまた上がって、今年もその倍の140億円ぐらいになったというふうなことがこの前の予算のときの分で見たら、こうなっとったんですけれども、今までだったら、そりゃ、仕方がないかないいうふうな、どんどんどんどん予算がものすごく河川予算が下がるとるんですけども、この度、去年と今年、かなり県もそういうふうな手当てして、そのほかにもいろんなのを、河川のは、国の災害対策のお金とかいうふうなのがあるものすごく上がるとる、入っとるんですけど、やっぱり町としてもあそこのあれだけ、そりゃ、どういうん、土砂がかなりの量が増えとる訳なんですよね。だから、それを何とか、今ずっと瀬野川の上流部も中野の方とかずっと河川工事をしておるんですけども、やはりあの部分を何とか早急にしないと、やはりまた梅雨とか秋の台風時期になったら、ものすごく不安になってくる訳なんですよね。だから、その部分はやはり県に、県の予算も今までよりもちょっとこう増えたような状況になっとる訳ですから、県にもう少し強く要望すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺のそこはどうなるんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）議員、御指摘のように、町としてもできるだけ早期に瀬野川の土砂を浚せつをしていただいて、できるだけ安全の確保を図っていただきたいということを再三要望してきておるところでございます。それを受けて、広島県さんの方で昨年度に続

いて今年度も撤去をしていただくこととなりました。町といたしましては、いずれにいたしましても、まだまだ上流から砂の方はやはり流れてこようかと思います。したがって、町といたしましては、今年度で終わりということではなくて、今後もそういった堆積状況を確認していただいて、引き続き、適切な維持管理に努めていただきたいという要望を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）あその部分は、中川学園の、昨年10月に工事をされた。あのときは工事が終わって、工事が終わったときにてっきり堆積土砂もあその部分だけ取るのかなと思ったんだけど、そのままになって、それよりもまだ半年ぐらいしか経ってないのに、かなりの量が堆積をして、今のつくも橋と今の小学校の間で、あそこもかなりの土砂が堆積をしとるんですね。これをそのままにしとくいうんか、それは早急に撤去、浚せついうんか、そういうふうなことをすべきだと思うんですけども、そうしないと、また半年経って、半年前よりも状況が悪くなつとる訳ですから、それはそうしないと、やはり、不安いうんか、どうしても大雨とか何か降ったときに水位が上がると、そのときに川床が上がつとるということになったら、ますます、その前の災害のときよりも河川の状況というのは悪くなつとる訳ですから、その辺のところはもう少し県に説明をして、直ちにいう訳にはいかないんだけど、早く、例えば、今年度中とか、そういうふうなところで浚せつをしてもらおうと、そういうふうなことを要望、要請いうんか、そういうふうなことをすべきだと思うんですけども、これは多分、町長がそういうふうなことを県に言っていかにゃいけないのんだと思うんですけども、町長はその辺のところも早く浚せつをして、あそこはどういうんですか、越水をするとか、前はそういうふうな感じになりかけた訳なんですよ。そのときよりもまだあその川床の状況というのは悪くなつとる訳ですから。まだまだ、この土砂が堆積をする可能性もある訳ですから、早く浚せつをせなきゃいけないんだけど、その辺を町長はもう少し県や何かに働きかけるべきじゃないかと思うんですけど、どうですかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）中川学園の前について被災した原因の一つに、川が掘れて、護岸の根というんですけれども、基礎部分があらわれるというのが被災原因の一つとして挙げられておりましたので、今、議員さんの御指摘の部分が計画的な川床の高さまで砂を上げているのかどうかという部分もございますので、そういった意味も含めて、海田町町内

全域の瀬野川の堆積状況を調べていただいた上で、適切な維持管理を今後もしていただけるように、引き続き、県の方に要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今までだったら、県の河川予算が大幅に削減をされて足りないということだったんだけど、去年と今年、2000年のときのような、そういうふうな三百何億円の予算があるような状況じゃないんだけど、やはり、今までよりも倍とか3倍の予算規模で県も対応しておるので、是非ともこの、この予算そのものが、いわゆる皆さん方御存知だと思うんですけども、こういうふうなグラフでね、ぐっと上がってずうっと予算が下がり続けると。災害があったときはまたちょっと上がるんだけど、また喉元過ぎれば何とかで、また数年したら下がっていると。その繰り返しみたいな、広島県の場合だったら、その繰り返しみたいなパターンなんだけど、やはり、今早くそういうふうな、極端に言ったら、変な話なんだけど、予算が多いときに、そういうふうなのをどうしても早くやってもらうように県なりに要望してもらいたいんですけども、もう期限を切って、例えば、今年度中にやってくれとか、調査が済んで、ずるずるずるっとなじゃなくて、期限を切って今年度中にやってくれというふうな要望いうんか、そんなのを町長の決意も含めて、そういうふうなことをお願いしたいんですけど、お願いができるんでしょうかね、県に。どうしてもやってもらいたいんですけども。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）これまでと同様に、広島県に対しては瀬野川を含め、県が管理する河川の適切な維持管理に努めていただけるように要望してまいるんですけども、それにつきまして、できるだけ早くそういったことをやっていただけるように重ねて要望していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）次に、水道の広域化のことについてなんですけども、海田町の水道ビジョンは50年、100年後を見据えたと書いて、具体的には10年先まではやっていくというふうなことなんですけども、県の方針としても国の方針もそうなんですけども、今の民営化いうんですかね、そういうふうなところにどうしてもシフトしとるいうか、そういうふうに見えるんですよね。だから、平成30年だったんですかね、県が広域化をしていくんだというふうな、リーフレットいうんか、県の水道局かなんか出して、今年の1月にもまた県の企業局というところが具体的な方針みたいなものを出したんだけど、そ

れによると、今の、どこの自治体もそうなんだけど、埋設管の老朽化とか、あるいは人員が足りないというふうなのはどこの自治体も同じなんで、そういうふうな中でじゃあ、どうすりゃいいかということで、こういうふうな広域化みたいのが出たと思うんだけど、それについて海田町は、昨日も一般質問であつたんだけど、担当のところは慎重に慎重にということで、県と連携を深めるというふうなことが言われておるんだけど、県と連携を深めていったら、どうしても県はそういうふうな方針である訳だから、連携を深めれば深めるほど、なかなか企業体とか協議会とかの方針でやっていかざるを得んのかなじゃないかと思うんですけれども、その辺のところは本当に単独でできるんだというふうなことが、企業体から、協議会からか抜けれるということはできるんですね。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）協議会から抜ける、これはいったん企業団に入った後に抜けるというのが、当然、事業そのものを引き継いでおりますから難しい。しかしながら、今の段階では企業団に入る入らない含めて、慎重に検討をしておりますので、それは当然に県が示されてる案は事業統合による案でございます。町としても事業統合のみならず、ほかの手法を含めた広域連携の手法を引き続き検討していただきたいとお願いしております。その中でほかの市町も一部賛同できないと報道された自治体もございますが、町としましては、今後、経営基盤の安定化と水道事業、海田町の水道を守っていくために、どういった連携ができるかという場をなくす訳にはいきませんので、企業団へ参加して議論していくというのは引き続きやっていくつもりでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）企業団というよりも協議会だと思うんですけれども、それで、協議会そのものは、協議会の目的というのは、広島県を全体で事業とか料金とかいうふうなのを統一的にやっていくというのが協議会の役割だと思うんですけれども、それにずっと県との連携を強化するいうて言うたら、どうしてもこの協議会に入っていって、更にいろいろなところと統合いうんか、料金も含めた、あるいは設備とか何かを更新をする場合に、そういうふうなところの力も借りにゃいけんいうふうな、あと、民間の力も借りにゃいけんいうこと、法律も変わった訳ですから、なる訳なんだけど、そのところがどうも、例えば、今たちまち、来年、再来年という訳じゃないんだけど、この水道ビジョンの海田町の10年後、その後なんですよ。10年ぐらいまではそれは今いいんだけど、

多分、この協議会いうのも、10年後とかいう、10年後、その前、その後を見据えたそういうふうな取組だと思っただけでも、その後、だから、10年後、はいじゃ、この海田町の水道ビジョンがもう計画が切れますよと言うたときのその後は、どうしてもそういうふうになるんじゃないかというふうな危惧があるんですけれども、その辺のところはどうなのかというのを伺いたいんですけども。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）先ほど、企業団に入って検討すると、すいません、協議会に入っているということです。誤解を与えて申し訳ありませんでした。10年後、確か今の県の進め方につきましては、10年間、交付金を有効に活用して、各市町の料金格差を縮めたい。しかしながら、10年後も格差というのは非常に大きいものがございます。ただ料金だけを見るのではなく、全体を通して、いかに海田町にとって、どちらがいいのかというところを含めて、今後、まだ議論を進めていかなきゃならないことがたくさんありますので、協議会に入っては引き続き、一番心配されとる協議会なり企業団に入っ後は、海田町の意見が反映されない。要は、事業自体を譲渡してしまえば反映されないということもあります。そこら辺もどのようにして反映できる方法があるのかということも、会議の中での議論として上がってきておりますので、そこら辺も慎重に議論を重ねながら検討を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）いわゆる水道事業の水みらい広島か、これに多分、今の協議会が水みらい広島か、これがこの会社いうんか、組織いうんか、これが運営をしていくというふうな格好になる、そういうふうな中ではいじゃどういうふうにして円滑にやっていきやいいんかというふうな協議会だと思っんですけどもね、この協議会そのものというのが。それで、今の例えば、ダムを持っている自治体とかいうふうな自治体がそれはすごくそういうふうなところで設備にお金がかかるかもしれないんですけども、海田町はそういうふうな伏流水を使っておると。県用水いうんですかね、それを2パーセントぐらい、5パーセントから、5パーセントいうて書いてあったり、2パーセントいうて書いてあったり、本当、ほんのわずかなんですけども、自前でできるということで、やっぱりどうしても料金のことがネック、どうしても料金のことになるんですけども、海田町は安いと。高い料金のところはものすごく高い料金のところがあって、それは極端に言うたら、平準化したら、高いところは安くなってそれはいいんかもしれんけども、海田町は逆になっ

てくるというふうなことになるって、どこの自治体も、管の老朽化とか、あるいは今の職員の人がいない、技術者がいないというふうなのはもうどこも共通の悩みいうんかいうふうなことになるっておる訳なんだけども、そこだけ、だから、どうしても、経営統合した方がいいというふうな流れには、どうしてもほかの自治体いうんか、多くのところはなってくるかもしれないんだけど、海田町はやっぱ独自のそういうふうな水源もあるし、そのダムに頼ってとかいうふうな格好ではない訳ですから、十分にそれはやっていけると思うんですけども、その辺のところでどういうんですかね、あまりこう、私としては広島県とかなんかと一緒になって、深く関わっていくというふうなことになったら、どうしてもそっちの方向に行ってしまうというふうな感じに受け止めるんですけども、それで部長も非常に慎重に検討していくというふうなことを述べられておりますけれども、慎重に検討するということは、逆に言うたら、どういうふうにして広島県と連携をしていったらいいんかないというふうなことをどうしても考える、そっちの方向に行くんじゃないかと考えるんだけど、やはり、海田町独自で守るというふうな基本的な考えですよ、そういうふうなのはありなんじゃないかな。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）昨日もお話をさせていただきましたが、我々是一个の企業でございますので、お客様の水道料金で成り立っておる会社でございます。昨日まず何を一番に考えるかということでございましたが、そのときに私の方からは、海田町のおいしい水をお客様に引き続いて飲んでいただける体制を整えるのがまず一番に考えることであるということを昨日お話しさせていただいたと思います。今、御心配されておられます企業団に、そのまま、海田町がなくなってですね、合併といいますか、一つの形になるんじゃないかということをお大変危惧されておるんじゃないかと想像はいたします。今、課長が申しましたように、一緒になったときにやはり水道料金の問題、一番大きいと思います。一緒になったばっかりにうちの水道料金が大きく上がるとか、そういったことになれば、お客様の方に大きな御迷惑をお掛けすることにもなりますので、しかし、また一方で御指摘もいただきました技術の伝承とか人の問題、こちらも大変大きい問題でございます。そういったことがございますので、これからも引き続いて、その協議会の中に入って連携できるところがあるのかなのか、そして、今から私たちが会社として残っていくためには、どのような方策が一番いいのか、その辺をじっくり考えて、慎重な判断を今からしていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）その慎重な判断というのが、この海田町の去年に出された水道ビジョンだと思うんですよね。だから、これに沿ってやったら、まあ、まあまあ10年間は大丈夫だというふうなことだと思うんだけど、この広島県にしても、その後、早いところだったら、まだ10年も掛からないうちに一緒に経営を統合するかもしれないんだけど、遅くてもそのごろというふうなところを目安に、そういうふうな協議会とかいうふうなところは動いと思うんですけども、それと、やはり料金にしても急にこう上がるというふうなことは当然ないんでしょうけどもね、段階的に上げていくと、いつもそういうふうな格好になると思うんだけど、だから、そういうふうなことが本当にやって、どうしてもそういうふうなことをせにゃいけないのかどうかということですね。技術の伝承とか、あるいは管のいろんな古いところを替えにゃいけんと、それをするためには、こういうふうなところに入ってやるのか、それとも自前でもできるというふうな、多分、その二つだと思うんだけど、そういうふうなところの、来た場合、どういうふうにしようかというふうな、いずれ近い将来来ると思うんだけど、そういうふうなときにどういうふうに、やっぱり海田町の水を守っていくんだというふうな心構えがあるんかどうかな。先ほど言われました海田町のおいしい水を守っていくんだと。それとも、今の水みらい広島か、そういうふうなところをお願いをするのかというふうなことになってくるんだろうけども、やっぱり海田町の水を守るんだというふうな決意いうんか、そういうふうなものを示してもらいたいんですけども。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、ここで決意はちょっと私述べられません。今からどのように、私どもの会社を進めていくかというのは、管理者も含めて、慎重に、これこそ経営判断をしていかなければいけない重要な問題だと考えております。そういった意味で軽はずみに答えられるような問題ではないということで慎重に判断をしていきたいと答えております。いずれにしろ、まだ県の方から最終的な御提案を示していただけておりませんので、それを見て、将来も見据えて、ビジョンで提案した内容も含めて、高度な判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それと、下水道も多分、県も同じようなことを、方針いうんか、そういうふうなものを出しておるんですけども、下水道も同じような格好で進んでいくと思

うんですけれども、下水道の場合も、今の同じような格好になって、令和5年とか何とかに下水道も同じようにやっていく、水道はそんなに期限が書いてないんだけど、下水道の場合だったらもう令和5年に同じような格好でいうふうな、県の企業局の資料だったら、令和5年をめどにというふうなことが出とるんだけど、下水道はそれはまた水道と同じような考えでよろしいんでしょうかね。町の考え方として。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）下水道の方の検討会におきましては、事業統合についてはしない方向で議論が進められております。水道の協議会の中で下水道について書いておりますが、県内市町で上下水道部門が一つ、うちにある上下水道課であるとか上下水道局であるといった事業は統合している事業体がたくさんありますので、そうしますと、水道だけの統合ではなくなるということでありますので、下水道についての議論をしておりますが、こちらの方は事業移管ということですから、一緒に企業団で面倒を見てくださいよというふうにいったところになります。しかしながら、町の方は、今、流域下水道で広域連携というのがほぼできていると考えておりますので、事業移管については慎重に考えますが、その他の広域連携について進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは核兵器禁止のことなんですけれども、何回か質問させてもらって、今までどおりの答弁なんですけれども、やはり、海田町長として、この問題は今の県知事とか広島市長とかいうふうなのは、そういうふうな立場からそれぞれ発言をされておるんですけれども、やっぱり町長として、そういうふうな発言をしてほしいんですけれどもね。それから、何かほかのいろいろなそういうふうな組織に任せて、そこでやっとなるから発言をしないというふうなニュアンスに聞こえるんですけれども、町長として、やはりそういうふうなメッセージいうんか、発言をすべきだと思うんですけれども、その辺のところはやられないのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）くしくも本日は、核拡散防止条約発効から50年の節目の日でございますけど、この核兵器廃絶に関する町の姿勢としましては、先ほど町長が答弁されたとおりでございます。平和を求めると同時に町民の安全を守る立場の町としましては、今後も核兵器の廃絶に向けてアピールしていく必要があるというふうに考えています。そういった中で、これまで町としましては、日本非核宣言自治体協議会でありますとか平和首長

会議に加盟をしております、そうした中で、平成29年、海田町としても平和首長会議の核兵器禁止条約の早期締結を求める署名、これに署名をいたしまして、翌30年に日本政府に対して要請文を出しているところでございます。核兵器廃絶に関する取組としては、海田町単独で行動するんじゃなくて、日本全国、多くの自治体がこういったことを求めていますので、こういった団体と協働してともに取り組んでいきたいと考えております。それで、広島市長でありますとか広島県知事、多くのメッセージを発信されているところでございますが、これにつきまして、午前中、玉川議員からの公認心理師の配置についてといった御質問がございましたが、これ、今年度、例えば福山市が公認心理師の採用試験をしております。これは職員規模4,000人の中核市福山市であるからできることではないかと考えておまして、200人規模の職員数の海田町といたしましては、こういった専門職を置くというのは大変厳しいものがあると思っております。平和に関しましても、広島市、広島県におきましても、専門組織を置いて取り組んで、そうした中で市長、知事が発信をされているという状況がありますので、こういった専門組織を海田町で置くというのは大変難しい状況がございますので、全国の自治体と協力して発信をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、副町長の、ちょっとよく分からないところがあったんですけども、それで今の、どういうんですかね、核をめぐる状況、これは以前とはちょっと様変わりをしたいうんか、そういうふうな状況なんですよ。今のイランが、アメリカがイランの核合意から離脱をすると、それで、今のINF条約が失効したというふうなことで、今度はアメリカは小型の核兵器を開発をしていくと。そして、ソ連はそういうふうな核を搭載した弾道ミサイルを開発をしていくと、そういうふうな状況の中で、核の傘にあるというふうなことができなくなってきたよる訳なんですね。そのことについて、今情勢が変わって、本当に核戦争が起こり得るというふうな状況まで来るとる訳なんですよ。それで、今のNPTの再検討会議も今までどおりうまい具合にいかなくなってきたんじゃないかという危惧がある訳なんですけども、今、こういうふうな状況の中で、町長は、やはりそういうふうなことを、核をなくしていくんだと、核兵器禁止条約に参加をせにゃいけないんじゃないかというふうなことを発信をすべきだというふうに思うんですけれども。で、海田町にも多くの被爆者おられますよね。だから、やっぱりそういうふうな方の願いいうのは、今のこの核兵器禁止条約と同じなんですよ。被爆者援護

と核兵器をなくすことというふうなことがここに書かれとる訳ですから、こういうふうなことをやはり国に対しても発信をしていく、あるいは今の、例えば、海田町、府中町、熊野町とかね、あるいは広島市の市長とか県知事とか、そういうふうな皆さんと一緒になって発信をしていったら、やはり大きな力になる訳なんですよ。世論の力というのがこの核兵器をなくすのには一番大きな力になる訳ですから、そういうふうなことができないかというふうなことをお尋ねをしとるんですけども。

○議長（桑原）ちょっと待ってください。副町長の発言のところで何かあったようですが、何かありましたか。私語をちょっと謹んでください。お願いします。町長。

○町長（西田）先ほどから答弁申し上げましたように、議員、御指摘のように、大きな基礎、単組団体が大きく連携を取りながら協議会を含めながらしていくその規模感が大事ですよというのは、本来、私も認めますし、今、副町長の方から話が出たと思います。だから、そういった意味で非核宣言の自治体協議会、これに参加して、大きな規模のもので運動していこうということでございますし、また、平和首長会議に参加して、その中でアピールをしていくというスタンスをとり、しっかりとですね、この非核宣言の町をしっかりとアピールしていくという構えでございますので、御理解の方をよろしくお願いします。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それも大切なんですけども、私が言うのは、この海田町の町長として、あるいは周辺の自治体の長として、あるいは市長は市長の立場として、そういうふうなことをされておる訳ですから、やはり海田町の町長の立場としてそういうふうな発信をしてもらえませんかということなんですけども。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）失礼いたしますが、繰り返しの答弁になりますが、海田町としてもそういった協議会、それから首長会議に参加しながら、アピールをしていくというスタンスでございますので、御理解の方、よろしくお願いします。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは十分にそういうふうなアピールをお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は追って。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 5 0 分 休憩

午後 1 時 5 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。9 番、宗像議員。

○9 番（宗像）9 番、宗像です。

まず、子育てしやすいまちづくりについて質問します。町長は常日頃から公言されており、また選挙の公約にも掲げられている中に子育てしやすい町がありますが、それはどんなことでしょうか。特にハード面での整備は、かいた版ネウボラの充実、保育所の新設、児童クラブの時間延長、中学校給食の開始など、矢継ぎ早に手立てを講じていると思いますが、反面、子育て世代に対するソフト面、特に介助の面についてどのように考えているのでしょうか。御答弁願います。

次に、町営住宅、これ、今朝もう既に、昨日のですが、既に議決を受けている案件ですが、あえて聞かせていただきます。連帯保証人について質問をします。平成30年3月30日に国土交通省住宅局住宅整備課長通知、公営住宅の入居に際しての取扱いについてを受けて、町営住宅の連帯保証人に関する条例改正をする件について、2月18日の全員協議会で説明を受けたところでございます。なおかつ、昨日、条例改正の議決も受けたところでございます。しかし、この通知を確認すると、原則連帯保証人の項目を削除することができるという反面、地域の実情に応じて総合的な対応をするよう通知しているところでございます。本来であれば、この通知の本文部分をそのまま適用させて入居しやすくさせるべきであります。海田町においては保証人を緩和したが残すこととした地域の実情等について、明確な説明を求めるものでございます。また、通常、法律等が改正された場合、従前の対象者についても改正後が有利な場合は、その有利な方を適用されるのが通常であり、今回も当然適用させるべきとあるが、それをあえてしない理由は何かと、こういうふうに質問を出したところでございますが、昨日の条例改正においては、有利な方向にされたようでございますけれども、即ではないので、その即しない理由について御説明を願いたいと思います。次に、民法改正に伴い保証限度を設定するように改正されたことに伴い、連帯保証人の限度額を12月と定めることとしております。理由の中で、判例や6か月以上の滞納で法的処置を検討することとしており、その判決の確定や強制執行までの時間に約6か月程度掛かることが挙げられておりま

す。当然に6か月以上の滞納を行った場合に、法的処置を取るように見えますが、どのように考えておられるのか御説明願います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

まず、子育てしやすい町についての質問でございますが、安心して子どもを生み育てていけるよう、保育所サービス、放課後の居場所の確保など、子育てと就労の調和に向けた取組、また、かいた版ネウボラを拠点とした子育て環境を充実させるとともに、親と子どもの健康づくりや子育て支援に取り組むことで、子育てしやすい町が実現するものと考えております。そのため、新たに保健師による地区担当制を導入し、妊娠期からの切れ目のない各種相談支援を行うとともに、待機児童対策、幼保小の連携、小中一貫教育の推進など、更に強化していくことにより、子育てしやすさの実感につなげてまいります。子育て世代に対するソフト面や配慮面についても、妊娠期から子どもと子育て家庭に対し、家庭状況に配慮しながら、相談、支援や教育、保育等のサービスが提供できるよう、関係機関が連携して対応しているところでございます。

次に、町営住宅の連帯保証人についての質問でございます。1点目の連帯保証人を残すこととした理由につきましては、家賃滞納時の対応や緊急時の連絡先の確保が必要であると考えたものでございます。2点目の従来からの入居者の取扱いにつきましては、施行日以降に連帯保証人の変更が必要になった場合には、改正条例を適用し、1人以上とするよう規則を改めたいと考えております。3点目の家賃滞納者への対応については、海田町町営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づいて滞納整理事務を行っています。要綱では、家賃の滞納月数が6か月分以上を超える滞納者を法的措置対象者として取り扱うこととしています。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）この町営住宅の連帯保証人についても、条例が改正されたので、さほど聞くことはないんですが、1点目についてはもう何度も説明を受けたので、あえて聞きません。2点目について、確かにこれ、条例改正されて、規則改正かされて、いい方に適用していく。ただし、このときに説明にもありましたように、変更が必要になったときと規定されている予定だというふうに言われております。でも、本来でしたら本条例が変わるとるんだから、即刻、そのようになるようにすべきだと私は思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）この件につきましては、議員が今言われたような考え方もあるというふうには認識しております。しかしながら、この度はその方法を採用せずに必要になったときのみ適用するという考えに至った訳でございますが、その理由といたしましては、事務が煩雑になるというようなことがあってはならないというふうに考えたというのがまず1点目です。それから、このことを告知するのが非常に理解を得られない可能性が高いんじゃないかというような考えもございまして、変更があったのみ、役場に来庁された折に詳しく説明をさせていただくという方法を取ったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）要は、2人おって、どっち外すかいうときに揉めたらいけんいうのも、一つ背景にあるというふうに理解してもいいんじゃないかと思うんですが、それについては、それ以上、どちらにしても良くなるので、あえて聞こうと思いません。3点目、当初の説明のときに、法的措置という言葉が随分使われたんですね。そうならば6か月経てば法的措置を取るんじゃないかと、これは法的措置対象者という言葉、それなら、6か月じゃなくて12か月、だから、6か月、6か月じゃなくて、もうちょっと月数を取ってやった方が良かった、例えば、法で許される、今まで判例があった中で長い部分を取ると、そういう方法があったんじゃないかと思うんですが、その中でゆっくり法的措置を準備するなり方法が、だから、滞納にするにしてもどの辺から実際にそういう法的措置を取るかいうのは、まだ定めが、うちの中の内規でもない訳でしょう。どうなんですかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）先ほど町長答弁にありましたように、要綱はこさえてございます。それから、その要綱に対応した事務フローというのも作っております。それに従いまして、滞納事務を行うということになると思いますが、現在のところ、6か月を超える滞納者がいないということで、その事例を適用したケースは、要綱制定が24年でございますが、それ以後、1件もないという背景もございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）どっちにしろ、もう決まってあれしとるので、それ以上もう言いませんが、大事なことで1点、先ほど質問の中で出しました通知の中の第4に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度の創設というのがございます。要は、家賃保証できる業

者、NPO、家賃保証じゃなくて、失礼しました、保証人になる、今度は団体とかNPOが入居者の保証人になることができるように、今回の公営住宅法改正があったと思います。保証人1人残すのであれば、こういう制度の適用についても検討すべきじゃないかと思うんですが、今すぐで広島県にはもう申請出されて3社、僕が調べた範囲では3社が認定を受けております。NPOが二つ、民間法人が一つ。実際に公営住宅そのものというのは、低所得者に良好な住宅を低価格で提供していく、なおかつ、今海田町の場合、独居老人も入居の対象になっておる住宅がございます。独居老人の場合に家族はなくて、本当に保証人もいない、こういうケースがあると思います。そういうものも含めて、私は当初、この条例が可決される前だったらゼロという言葉を出したかったんですが、もうそれで決まった以上、じゃ、1人でもいいですから、こういうのが使える制度を検討すべきじゃないかと思うんですが、それについていかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今、事例が一つ紹介をされたところでございますが、この度条例を制定するに当たり、県内各市町に考え方のアンケートというのをさせていただきました。その中で連帯保証人を引き続き残すという自治体が県内12ございまして、その中で今議員が言われたNPOであるとか民間法人であるとか、そういったのも可能という考え方に至っておる自治体は今のところございません。いうのが背景にはございます。

今御指摘をされた件につきましては、今後、そういったことも踏まえながら調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）全国では実際にこれをやられて、大阪なんかでは年配の年寄りの65歳以上の方が入居のときに、保証人が見つからない、家族も誰もいない、そうしたときにそういう制度、そういうのが使えるということで、実際にやったケースもございます。そうした中で、実際に広島県自体がその制度そのものを認めて、そういう法人、NPOにしても民間法人にしろ認めてる。手数料が毎月幾らか要りますけれども、そういうことによって、広島県自体もそういう制度というか、団体を認めているんですから、そういうのが使えるようなことを是非とも検討していただきたいと思います。

次に、子育てしやすいまちづくり、町長、ええ答弁いっぱいいただいています。私はこういうものもハードじゃないんですかと、そうじゃなくて配慮のこと、特にお聞きしとる。これ、確かに保健師、これもある面、ハード面ですね、違いますか。ある面、ハ

ード面、お金を掛けてやる訳ですから、ある面、ハード面です。だから、ネウボラの充実もハード面ですよというふうに、僕、事例でしょっぱなの質問で挙げてますよね。そうじゃなくて、配慮、本当の気持ちに対するソフト面の問題はというふうに考えておられるんですかとお聞きしたんです。いいですか。こども課にお聞きしますけども、各保育所、保育所だけのことは結構やられてるのはそれは認めます。例えば、年長さんが小学校上がる、そのときに各保育所に、来月はこういう学校の案内で行かなきゃならん授業がありますよ、学校教育課に確認してその保育所に流して、来月の行事に載せるようにさせるような行為をしていますか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）各保育所の方に対しましては、年間計画を皆様に伝えていただいて対応していただいているところでございます。ざっくりとした年間計画の中で、例えば就学に当たっての就学時健診とかという御案内につきましては、担当課の方と連携をさせていただいてるところですが、現状のところ、細かい日程についてのお伝えは、現在しておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）なぜ、私、こういう質問をしたかと申しますと、ある保護者が、近所の方にお聞きされたんでしょう。1日入学、その日が、なかなかぎりぎりにならないと通知が来ない。だから、その日程を早く知りたい。これは教育委員会には申し訳ない、教育委員会に電話を掛けた。教育委員会に電話を掛けたら、学校教育課の担当者が出て、それは学校の問題ですよ、学校に電話してくださいと、ぱちんと切った。その後、学校に電話を掛けたら、たまたま学校が休業日で警備員が出てから、言い方が、今日、学校休業日知らんのね、ガチャッ。まず一つ、僕が連携の問題、配慮の問題を出したのは、学校教育課自体が、もう1か月切っている段階で連絡されている訳ですから、当然、学校教育課自体が学校のそういうもの、まず、把握されてない。これは配慮ですよ。それは分からん人はどこへ電話していいかいうたら、一応、みやすいのは教育委員会に電話します。なら、当然、学校教育課は把握しとらん、学校へ電話せえ。たまたま学校が休業日で、警備員の態度が悪かったんでしょ。そういう配慮。僕が言ってるのはそういう配慮をずっとさせてるんですか。これだけじゃない、一般質問にしても、いろんなところにしても、そういうお互いの連携、配慮がないために答弁がぐじゃぐじゃになっているケースがいっぱいあります。さっきもちょっとありましたよね。だから、その辺も

含めて、きちんとそういうのを配慮すべきじゃないんですかいうことで、こうやって出させてもらいました。逆に、学校教育課じゃから、そういう分で、特にね、保育所に預けている方というのは、夫婦で働いておられる方が多い訳ですよ。だから、どちらかが休みを取ろうとしたら、シフト制の厳しいところでしたら、早くから、1か月ぐらい前から、ある程度休みの日を決定しなきゃならん訳です。会社に申し出てそういうのを作らにゃいけない。そういう意味で配慮はどうなっとるんですか。それが学校のことを教育委員会が把握してない、この連携の問題の悪さ、こども課にしてもそういうものがあるんなら、そういうものを早めに教育委員会に確認を取って、保育所からそういうふうな通知を行事予定に載せてもらうような形でさせる、そういう配慮が必要じゃないんですかと思うんですが、それについてどう思われますか、両方で答弁してください。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）私が一番、何と申しますか、安全安心な学校づくりということを一番に標榜しておりますので、先ほどあったような事態については、学校教育課の事務局員のそういう態度は許される行為じゃないと思いますし、これは私の指導監督の不十分さが出た、露呈したものだと思いますので、今後、指導については徹底していきたいと。また、皆さんに、児童生徒に寄り添った、保護者に寄り添った対応を今後徹底してまいりますので、この度は申し訳ありませんでした。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）担当課といたしましても、学校教育課の方としっかりと連携して、各保育所の方に情報を早くから流せるような体制を取ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）教育長に謝ってくれと質問した訳ではないので、ただ学校教育課として学校をきちんと把握する、スケジュールについてきちんと持つ、それをやっていただければ。もう一つ、これ、あるんですけども、当然、今の方が小学校に入れば、当然、今度は子どもを預けないけないですから、そうしたときに児童クラブかな、預けにゃいけん。その申請書、2週間前にぽんと学校の案内のときに配られたと。確かにネットで調べれば取れるかもしれん、そういうふうに保育所からの説明を受けたので、結局、それ、待った。2週間でそれじゃ就業証明がとれるか。会社によっては取れんところがある。だから、僕が言いたいのは一つ一つのことを、ここがやる、ここがやる、お互いが連携を

持って、そういう意識を持って、全体が早め早めにそういうものをしてあげることが必要じゃないのかなと思ったので、今回、質問させてもろうて、こういうふうな格好できちっとやりますということなので、あえて、これ以上言いませんが、町長、やっぱりそういうところで各課の連携をしっかりとやってって、お互いが連携、そのための企画会議とかある訳ですから、それをしっかりと活用して、きちんとやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩いたします。再開は14時30分。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 1 4 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田） 14番、前田です。

まず、災害とまちづくりということでお尋ねをいたします。一昨年、西日本災害から既に丸2年、3年になっておりますが、災害箇所の復旧復興がほとんど見られません。一方、周りにおいては、国土強靱化したといういろいろな方法で防災対策を講じております。このような施策を利用して、まちづくりに生かせないかということであります。その一つは、何度か言っておりますが、仮称畝橋の新設であります。災害時の避難路として町の南北の自由通路の確保からも、是非必要な施策であろうと思います。町長は個人的には必要だと言っておられますが、施策は目に見えないと誰もがそのことを信じません。必要であるというだけでは、町民の福祉にはならないと、このように思います。早急にこの橋の建設を願うものですが、町長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。5年前、初めて町長に就任されたときのオンリーワン政策の中にもあるように、東小校区の拠点、これはこの畝橋、国信橋、この付近の発展開発こそが町長の言われるオンリーワンであろうかと思いますが、いかがですか。町長の考えを改めて、ここで畝橋、あるいはこの開発を含めてお尋ねをいたします。また現在、畝二丁目春日神社のところで、砂防ダムの設置のための仮設道路の建設が行われておりますが、この資材搬入等のため、大型車の通行で国信橋は大変混雑をしております。今後、明治乳業跡地に大きな工場等が建ったりすると、この地区は大混雑の迷惑地区になるだけであろうと、このようにも

思います。このようなことの解消のためにも、また町長の言われるオンリーワンまちづくりのためにも、新畝橋を新しく架けて、国信橋を4車線と、広くする必要があるかと、このようなことが急務ではなかろうかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうかということでお尋ねをいたします。また、この施策のため、先ほども言いましたが、国土強靱化予算を獲得といいますか、これを利用して災害復旧はできないものかと、このようにもお尋ねをいたします。そのほかにおいても、ほとんど災害の復旧が見られません。そこで、今からでも急ぎその対策として、ただ単に復旧というだけでなく、その復旧は改善、改良復旧とすべきであろうと、又は改善復旧をしないかということであります。今回の大きな災害箇所は過去にも同じような災害を起こしております。先ほどの春日神社の上の土砂災害は、私の知る限りでは、今回が2度目、また三迫西ノ谷川支川においては、今回が3度目の災害と聞いております。これは何を意味するのか。それはただ単に災害の復旧をただけの対策であるから、同じところで何度も同じ災害が発生するのだとこのように思います。先ほど来、何度も言っておりますが、国土強靱化のためには、その被災地の復旧は改善、改良復旧としないから次の災害が防げないのではないかと、このようにも考えます。この改善、改良復旧ということに対し、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。また、同じ三迫三丁目、特に15番付近の災害家屋の解体撤去にしても、何の考えもなく素人のような業者にその撤去を依頼したために、工事着手前や工事途中経過の写真がないため、次の復旧作業に問題を残しているのではないかと、このようにも思います。すなわちこの家屋の解体のためには、下部の河川、災害箇所の土砂撤去整理のため、この地盤を2メートルぐらい掘り下げております。そのため、隣地の屋敷も含めて掘り下げております。これが災害の復旧に際し、発生後の状況と現在の状況が異なるため、復旧交渉の中で話し合いにずれが起きているのではないかと、こういうふうに思います。このことが早期復旧の足かせになっているのではないかと、このようにも考えますが、町長はどのようにお考えか、この辺についてもお尋ねをいたします。また、三迫一丁目から三丁目にかけてのレッドゾーン、こういう指定が行われております。この地区の家屋の改修建替えにもいろいろな制限がありますが、この制限軽減のためにも、西ノ谷川支川上流部に砂防ダム、これの建設が急務であろうというか、必要であると、このように思います。私、個人的に県職と話したことがありますが、非常に前向きで必要な施設ではなかろうかと、このようにも個人的に話をしております。災害発生、防災のためにも、絶対必要な施設であろうかと、このようにも思

っております。町長の考えをお尋ねをいたします。更には、この工事をするために、是非ここには仮設道路、そういうものが必要ではなかろうかと、またこういう仮設道路が、今後のまちづくりやら、あるいは今後のこの地区の災害のための避難路、あるいは生活道として生かされるんじゃないか、こういうものを是非設置といいますか、早期に造ってダムの建設と両方急ぐべきであろうと、このように考えますが、町長はいかがお考えですか。お尋ねをいたします。

最後に、何度もお尋ねしておりますが、砂走地区の駐車問題であります、何度か言っておりますが、一向に改善される気配はありません。やかましく言うたときは一時的に改善というか、交差点内の駐車もなくなりましたが、その後、また元のとおりというか、それにも増してひどくなっておるように思います。昨年9月にもお尋ねをいたしておりますが、そのときはどういう見回りをしておるのかと、こういう、尋ねたときに、昨年の6月から9月の間に44回見回りをしたと、こういうふうな答弁でありましたが、約90日間、土日を計算しますと、実際は2日に1遍ぐらい見回りをしておるというようなことになる訳ですが、だんだん状況が悪くなつとということですね、これははっきり言うて、いいかげんな答弁、その場限りの答弁をされておるんじゃないかと、このようにも思います、どうなのか。そこで再度お尋ねをいたしますが、あるとこの風の便りによると、総務部長、適当に30回ぐらい見回りをしたと、このように答弁をしとけば済むんだというような声も聞こえております。どういうことなのか分かりませんが、適当に30回ほど見回りをしたということですが、こういう答弁だけでは実際困る訳です。ということで、9月以降、ここでは特に厳しく書いておりますが、9月以降についてどのように見回りをしたのか、要するに、何月何日の何時頃行ったのか、これを厳しくお尋ねをして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

まず、災害とまちづくりについての質問でございますが、新畝橋の整備につきまして、住民の生活や企業活動などにおける利便性の向上や避難路としての機能なども有していると考えており、令和2年度から整備に向けた検討に着手してまいります。また、整備に向けた財源の確保につきましても、併せて検討をしてまいります。新畝橋を中心とした地域は、新たな交通ネットワークの充実により、オンリーワンにふさわしいまち

づくりに取り組む必要があると認識しております。国信橋の4車線化につきましては、今年度、広島県が国信橋北詰交差点の改良工事に着手されると伺っており、本町としましては、まずは国信橋北詰交差点改良の早期完了を引き続き要望してまいります。改良復旧復興につきましては、避難路を確保する上で重要と考えており、西ノ谷川及び西ノ谷川支川沿いの町道6号線及び町道137号線に架かる橋りょうの架け替えなどを行うインフラ強靱化に引き続き取り組んでまいります。三迫三丁目付近の復旧工事につきましては、広島県に確認したところ、下流から工事を進めており、6月末の工期内の完成を目指しているとのことでございます。西ノ谷川支川の砂防えん堤整備につきましては、広島県において砂防えん堤の配置計画及び1基分の予備設計を実施中と伺っております。また、工事用道路につきましても、現在、設計中と伺っており、町といたしましては、えん堤整備において大型機械の利用が早期の完成や事業費の抑制を図る上で有効と考えており、町道拡幅を含めた工事用道路の検討を要望しております。今後も、引き続き砂防えん堤の早期整備に向け、広島県と連携を図ってまいります。

次に、砂走地区の駐車場問題についてでございますが、見回り等の回数は9月から2月20日まで20日現在で計28回でございます。時間帯は午前中の主に12時前が10回、午後1時から午後3時までが3回、午後4時から午後5時までが15回となっております。状態との把握としては違反駐車なしの状態が24回、路上駐車場が3回、駐車場からはみ出した状態が1回でございます。口頭での注意は10月に路上駐車が増えてきた時期に一度行っているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）急ぎ、ようけ答弁をもらたからなかなか難しいんですけどね、まず、そこで先ほども言いましたね、ちょっと道が違うんかも分からんけどね、国土強靱化予算というようなことをちょっと言いましたが、町長答弁の中にはこれがないんですよ。だから、分かりやすう言うて、そういうものは災害には使えんのか、何か名目を変えてそういう道路の復旧とか、先ほども言いました畝橋の架け替え、これが国土強靱化とどのように絡んでいくのか、何かそういう予算をもらうて急ぎでできんのかと。要するに、町内をよくしていくために、こういう利便性が強靱化につながるんじゃないかと、こういうふうに思うが、間違うとるよと言われりゃ、そうなのかも分からんが、変な言い方、分からんから聞きよると、こういうことになる訳だが、盛んに強靱化、強靱化いうことでね、別個にそういう文言をうたって、予算まで国においては組み立てとる訳だからね。

そういうものを利用できないのかということで、再度ここで重ねて聞いてみたいと思います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）来年度から基本設計の方に入っていかにさせていただき予定しておるんですけれども、それに当たって、財源については、議員御指摘のインフラ強靱化も含めて、できるだけ活用できる有利な財源というのを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そこで、そういうふうなものができるという、非常にありがたい話。そこで、畝橋に、新畝橋というんか、仮称ではありますけど、こだわるんですが、今年度、何か説明書、資料43だったかな、22ページに書いておりますが、予算書の何ページか3,000万ほど基本設計、こういうのを計上されておりますがね、完成が令和9年になるとるんよね、これが令和2年から令和9年。多分、その昔、ひまわり大橋が3年ぐらいじゃなかったか、1年ぐらいブランクがあって、基礎をやって1年ぐらいどういうあれだったか知らんが遊んどって、後の1年ほどで床版を架けた。トータル3年ぐらいの工事じゃったと、こういうふうに思うがね。1年間ブランクがあって3年。この新畝橋も令和2年で基本設計、急ぎでやれば実施設計まで入れる、土質調査なんかは早ければ2、3か月もあればできるんじゃないか。そこから床版、基礎工事もありますが、なぜ7年も8年も掛かるんかと、もっと短くできないのかということだね。ここでは特にそういうことで、どういうことで令和2年、9年も10年もいうたら、言葉のあやで言う訳だけですね、2、3年でできんのかと。このスケジュールについてちょっと尋ねてみたい。どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの新畝橋は、御存知のとおり、国道2号と町道2号を結ぶところに考えておるところでございますが、すみません、国道と、あと県道矢野海田線というところの交差部に架設するというのを今想定しておるところでございます。したがって、橋を計画するに当たって、国道、県道、反対側の町道と三つの管理者が異なる道路に影響が生じます。したがって、来年度実施予定の基本設計の中で、どのような範囲でそういった道路の方に影響が生じるのか、それをもとにそれぞれの道路管理者と協議を行った上で、どういう方向での設計が最も好ましいのかという調整がまず必要

になってよいのかと思います。また、これらの調整が終わった後に、それぞれの道路についての設計であるとか、橋りょう本体についての設計、またその後の工事についても、それぞれの道路の改良と併せて、橋りょうも大きなものとなりますので、複数年にわたる工事というのを想定しておりますので、今の段階でのスケジュールとしましては、このように掛かると考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）言われればそうなのかも知れませんがね。あまりにも長いと思うし、矢野海田線か、ルート2か何か知らんけども、特別、支障を来すのかなというような、素人と言うから分からんけども、例えば、国道側の橋脚を造ろうというときに、極端な話が、現国道にかけて橋脚を造ることになると、それなりの若干の迂回というか、要請が必要であろうかと思うんですが、川の中に造ったらね、護岸いっぱいというか、そんなに国道に支障は来さんのじゃないかというような気がするが、来すいうんじゃからしょうがないけどね。そこらを含めてやれば、もっと早く、9年も10年も掛かるようなことにならんのかな。これは、しかし、掛かるいうて、今から打ち合わせるんじゃから、まだ、答弁もしにくいじゃろう思うが、言う方も言いにくい、ほんまの話がな。だから、ここでは、先ほど来の強靱化予算ももらえるということだから、もらって、早う進めるということの要望というかね、そういうことにしますが、しっかり頑張って早うやってもらいたいとこういうことで、お願いをしておきます。それから、先ほど来、出とる三迫三丁目、もちろんレッドゾーン解消のためにね、是非そういう砂防ダムが必要だと、えん堤というか、必要いうことは分かって、町長も認識しとってやから、その打ち合わせいうか進行状況いうかね、県も非常に個人的には話した中では前向きなんよね。いわゆる三迫の一丁目から三丁目までのレッドゾーン、あっこで家の新築も1件あったが、家の玄関前に大きな厚み30センチぐらいのね、大きなコンクリをやってね、不細工な、言やあそういうことなんだけど、家の建替え、修理をしたくてもできない状態にある。

そこで、今聞きたいのが、県との打ち合わせで、レッドゾーン解消のためのダムの建設、仮設道路、今、何か進行中であるというような、ちょっと答弁もあったんだけど、どの辺まで今説明いうか、言えるんか、ちょっとその辺を聞いてみたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）御答弁する前にちょっと誤解があつてはいけないので確認をさせてい

ただきたいんですけれども、新畝橋の整備に当たっては、インフラ強靱化の予算が使えるのであれば、それらも含めて有利な財源を検討していきたいということでございますので、誤解のないようお願いいたします。

御質問の内容でございますが、町長答弁にもございましたように、今現在、広島県さんの方で、西ノ谷支川、西ノ谷川の本川、明飛川について配置計画を検討されております。その中で西ノ谷川支川については1期分の予備設計というのに着手されておまして、併せて工事用道路の設計も進めていらっしゃるという状況でございます。そういうのが町の方に報告がございましたので、その際に大型機器の利用による早期の完成と事業費の抑制を図るために、町道改良も含めた工事用道路の検討というのを要望させていただいておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何かトーンダウンみたいなことで、まだ打ち合わせがどこまで行っとるんか、要望の範囲というのかね、やっぱりね、こういうところはレッドゾーン、こういうのは早く解消するためにはもっと率先して押しかけていってでも話を進める必要があるんじゃないかと、こういうことでね。そういうことだから復旧が遅れるんじゃないか、遅れとるんじゃないかと、こういうことになる訳ですよ。先ほどちょっと言いましたね、15番付近の話でね、ここらでね、下岡議員の答弁にも返っとるんですね、これね。救済制度、これ、ちょっと私のメモで間違うとったら悪いんだけど、こういう災害復旧に救済制度の中に被災者支援制度がありますと、こういうことを言うてる訳ね。それはどうなのかよう分からんけども、先ほど来、言うとりますように、家屋の撤去をするためにね、宅地を2メートルも掘り下げてる。そのために隣の屋敷も一緒になって崩れた。災害で崩れた上にまだそうやって工事のために屋敷が崩れていった、そこは個人の土地だから屋敷だから、災害復旧では知りませんと。一方では、救済制度で被災者救援支援制度がありますよという答弁をしとるんよ。ところが、これは民地だから知りません。ちょっと意味が分からんのよ。被災者救援制度があります。民地は知りませんと。県は河川の方の、特に西ノ谷川支川、137号沿いで、一生懸命、県が復旧しております、こういう言うてはおるけども、それは河川の護岸についてはやりましょう。その護岸もこの間から言うてるように、必要高さか、必要でない高さか知らんが、元どおりにはやっくらんのよ。どうもこの辺の説明と実際の工事と整合性がないというか話が合わん。県も災害復旧はやります、町も救済制度、被災者の救援支援制度があ

りますよ。ない言うんなら、町長、分からんでもないんじゃが。ところが、一方で民地だからやりません言うとするんよ。ちょっと、この辺をもうちょっとね、詳しく説明してほしい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）海田町の方では、この度の豪雨災害で被災された方に対する被災者支援制度というのを作っておりまして、それらの御活用を、その範囲の御活用をということをお願いしておるものでございまして、今言われるその県が担当して災害復旧する護岸については、繰り返しになるんですけれども、県の方が主体となって災害復旧するものでございまして、その県が行うに当たっても、広島県さんの中でルールを決められておられまして、県が管理する範囲は県が直すけれども、民地については、土地所有者さんの方で対応していただきたいという方針の下、されておると。その中で町の方が可能な範囲で調整であるとか、県に対する要望の方を行っておりまして、できるだけ早期の復旧を進めてまいりたいというふうに取り組んでおるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっとそこらがね、よう分からんのよ。さっきも言うたように、川の瓦れき、そういうものを撤去するために重機のアームが足りないということで、地盤をね。現地もどこのことを特に言うとか、御存知だろうと思うんですが、だから、そういう県の方はそれはそれでいいとして、今いうその家屋を解体する、河川の方の瓦れき等のそういう流れてきたものを撤去するために重機のアームが足りないということで、地盤を2メートル掘り下げた。そのために、隣の屋敷もそのの当家も、ひどく大きな穴になった。それはそれでいいけれども、今言う、そういう支援制度があるんなら、ね、県と、もちろん分離というか、別個に考えて、こういうことで支援制度がありますよということで、個人との直接対話というのか、そういう話をなぜして進めないのかというね、極端な話が、今からでも、あしたでも行って、こうこうだから、こういう制度が、支援制度があるよ、だから何ぼ何ぼ出しますよ、そこまでずばり言うてもいいんじゃないかと思う。例えば、その復旧するのに10万円掛かる、100万掛かる、何か支援制度は30パーセント出しますよ、50パーセント出しますよ、だから、こうなりますが、どうしますか、あんたの負担は30パーセントですよ、50パーセントですよ。そこまでやるのが親切じゃないのかな、行政じゃないのかなというふうな気がするんだけど、何のための支援制度か、今の説明だけではちょっと理解しにくい。もう1回、その辺のことで、突っ込

んで話はできんのかどうかということを再度お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどからの繰り返しの答弁にはなりますが、やはり、県と役割分担をしておりますので、基本的にはその方向で工事を進めていきたいというふうに考えております。その方向の下であります、私自身もしっかり県に対応して、その要望を行っていくことをしっかり努力をしてまいりますし、一番大事なのは復旧を早くするということが一番の目的として捉えておりますので、早く雨季の出水期に向けて、早目の修繕ができるように考えていきたいというふうに考えておりますので、そこらの調整も含めて、私の方で努力させていただきたいというふうに思っております。それから、災害復旧に向けての今の支援の問題ですが、これは罹災証明書等を受けられた段階での話でございますので、そこはしっかりと理解していただきながら、今回の作業における県との動き方をしっかりと注視しながら、町としてもその間に入って、できることの努力はさせていただきますというふうに考えておりますので、私の方もしっかりと努力してまいりますので、御理解の方、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）努力する、なんか理解してくれとこういう、これのね、先ほど来言うところ家屋撤去、町発注の工事だったと記憶しとるんよ。それで今言うたように敷地、屋敷を2メートルも掘り下げて、一緒に隣との、一つ同じ地盤だから隣も崩れた。でも、災害復旧は、それ、河川に面している関係かどうか知らんが、河川の復旧は県がやっとなるから別途、その問題は、今先ほど来、言い方も悪いんかも分からんが、特にその2メートル掘り下げた部分、これは誰が復旧するんかということなんよ。ここの方のわしの言い方が悪いんかも分からんが、だから、ここでもう1回、ここは言い替えますが、河川の部分は県が直しますよ、それはそれでいいと思う。2メートル掘り下げた分は誰が直すんか、そこが一番問題なんよ。それで、それは家屋解体のために、瓦れき撤去のために2メートル掘り下げた。でも、その土地は個人の土地だから復旧に対しては知りませんと言う。ほんで一方では、被災者支援制度がありますよ。要は、見舞金を出したからそれが支援制度のうちなのかどうか。ちょっとこれはね、長々言うてもここで結論は出んのかも分からんけども、これはもうちょっとね、親身になって考えてあげんといかんし、その2メートル掘り下げたところに大きな問題があるね。ここのところ、町長、やっぱり英断が必要であろうと、こう思う訳よ。だから、もう一つ、ここで突っ込んで

わしの方が言いたいとするならね、この工事に着手する、先ほどもちょっと冒頭言うたようにね、工事は必ず、やるときには、着手前、完了、それからその途中の流れ、工事が分かるような写真があるはずなんよ。ここでは出せとは言わんけども、その写真を出せと言いたいんよ、本当はね。今、それを持ってどうこう言うんじゃないけども、それをあんたら提示したら元の形が分かるじゃろう。そしたら、この2メートル掘り下げた災害復旧はね、こういうふうに町が今言う支援制度を利用して早くやりますよ、全部が解決するんじゃないかと、こう思うよの。それで、今言うように、結論は即ここで即決せえなら、非常にいいけども、それはちょっと難しいから言わんが、これは後日また別個にそういうて言おうと思うので、ちょっとその支援制度を含めてね、真剣に考えてあげてほしい。

次に、さっきの駐車違反問題で二十何回だったか、忘れた。それで違反は何やら、ちょっと駐車がどうやらで、1回だけだった、3回ほどおかしかったと、こういう。町長も現実は見とらんじゃろう思うんよの。担当者が書いた答弁書を、はっきり言うて、読み上げとるだけじゃろ、わしはそれぐらいのことは容易に想像がつくのよ。ところが、わしがね、何枚か写真写しとる。だから、ここでも何月何日の何時だと言えと書いとる。わしがその時間を、写真を写しとるのよ。だから、今のようね、長いのは言いますがね、昼の11時から夜の7時まで、19時まで、ずうっと連続して止まっとるのよ。今言われた時間にね、さっきも言うたよの、適当に30回ほど行った言うときばいいのよ、この答弁が証明しとるんよ。風の便りが。いかにいいかげんな答弁しとるか、ね。一方では、住民のためじゃ何じゃ言いながら、でたらめなんよ、これ。これ、担当課が悪いんじゃないん。いわゆる適材適所の人材配置しとるんかどうか、いいかげんなことを言うてもろうたら困る訳よ。今は持ってきてないが、出せというなら、明日でも明後日でも写真出すよ、そういうのを。いいかげんな答弁をしてもろたら困るよ、ね。何回かわしや見て、電話もしとる。今来てみて。そうかいって、たんびたんびに電話したくない。真剣みが足らんよ。どうなのか、そこら、もう1回、本気になっとるのかどうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、質問通告書の記載に、申し訳ございませんが、私、記憶の方がないんですが、もし議員の耳に入ってるということでそういった不用意な発言があったのであれば、そこはお詫び申し上げたいと思います。この度重なる駐車違反、これまで十分な確認をしてまいったと考えております。それで町といたしましても、何度か注意

をしてきた訳でございますが、やはり、町にはそれなりの権限がないので、なかなか駐車違反がなくならないという現状がございます。ということで、これまで写真を撮ったものを警察の方に先日持っていきまして、一度、写真を明らかにした上で警察の方に強く取り締まりの方をお願いしたところでございます。今後につきましても、そういった活動を続けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）町長は何も動いていないんじゃないかという先ほどの質問がございましたが、町長としても繰り返すこういった事態が起きているので、今回のあそこの町道の改修においてきれいになりました。止まれというラインもできてきておりました。その視点において、昨年から比べれば、9回ほど私もあそこの現場へ行き、かつ、写真も撮っております。その道路改修において、当事者がおられましたので、そういった形で町としても一生懸命この周辺の安心・安全対策を施してるので協力の方をよろしく願いますという形のお願いも直接行っている状況でございます。特に、交通違反に関しては、私にも権限がございませんから、先ほど部長が申しましたように、今までの経過をきっちと警察に届けるように指示した結果で、警察の方には届いてるというふうに思っておりますので、今回のことを契機に、少し改善が図られていくということを期待すると同時に、また今後もそれに向けての改善は、改善いうんか、そういった取り締まりを含めたところの動きをきっちと追跡という形では進めてまいりますので、その点で御理解の方、よろしく願いたいと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）いろいろ理解せえやら、分かってくれえやら。それはね、今何か出とるが、理解できんから言うとり、の。ここでね、一度、10月かどうか知らんが、路上駐車、何か24回ほど見に行ったとか、30回にはちょっと足らんけどね、そんなもんじゃない。権限がないと言われりゃそうなんかも分からん。それも何回も言うとりんよ。その駐車違反というところが、交差点で、これ、道交法でいう標識、表示、これなくても、これ皆さん知ってるように、交差点のね、5メートル、車庫の3メートル、消火栓10メートル、こんなの、標識がのうても分かっとる訳よ。この交差点の中、さっきも言うたように、写真もあろうし、現地も頭にあるんじやろうから、それで取り締まれないというのは、警察にも言うたら、あんたら、近所やけん、仲ようやりんさいやいうて。道交法も要らにゃ、何にも要らん。昔も言うたことある、建築基準法違反で日の出町のとこで

けんかしたら、県の建築指導課行ったら、まあ、何とか仲ようやりなさいやいうて。非常にいいことじゃ、建築基準法、それやったら、わしもいろいろあるから、次から建築確認も出さずに工事するよいうたら、ちょっと待ってくれいうてね。公聴会を開いてね、それで住居地域にあった工場、300トンのプレス機をね、撤去した。これも道交法のいう標識、表示はのうても、交差点の中は、これ、はみ出て駐車しとるんよの、交差点。御存知じゃろう思うが、町長もね、あんまり見とらんのじゃろうけども、担当課に任して、それ、あんたやれいうても、無理な話。そのために担当課、それぞれみんな分担しておる訳だけど、それはそれでいいと思う。ところが、今言うように、適当に30回ぐらい行っというて返事しときゃいいよ。ほいで、わしには権限ないけえどうもならんよ。俗に言う、さじ投げたと一緒や。どうもならんだけしょうがない、おまえ、辛抱せえや、こういうふう聞こえる訳。じゃ、ここでガイガイ言う事もないし、あんたらにお願いすることもないし、警察に言うたら、まあ近所じゃけ、仲ようやりんさいやいうんなら道交法も何も要らない。だから、それが、夜中の10時にワイワイ、12時か0時か知らんよ、話し声がして寝られんから、病院通いした。後から、心のケアじゃら何かいうような文言も出てくるが、全然そういうことで改善されんから、ほいでこういうことについて2、3年ワイワイ言うとるんじゃ言うたら、何が6年間やっとるんじゃ言う。言うとる方が忘れとる。2年や3年じゃ思うたらね。実際は6年じゃ言うんじゃ。ほいで、この間にね、2回、3回じゃないよ、ほんま。嘘と思うなら、今からでも行ってみてくれ。ある。それを町長、何回かわしはお願いしとる訳よの。福祉の方もおりゃ、建設もおりゃ、企画もおりゃ、それぞれの職員が二百何ぼおる訳で、臨時も入れりゃの、300人近い者おる訳よ。その人たちをお願いをして、町内巡回するときに、国信へ行くから、三迫へ行くからいうて、そこをちょっと迂回して、何ぼ時間が掛かるんや。こういうことでお願いしておる。ところが、これ、全然、役所いうのは情けないかな、縦割りになっとる。なぜもっと横の連絡が取れんのか。こういうところをしっかりね、お願い、ね。必要なら、総務部長、写真出しますよ。ほいで、いつかやかましう言うた交通課長、海田警察、じきじきに来てくれた、あんたらも知っているとおりよ。そのときはあつという間に改善された。ほしたら、あれから何ぼ、1年なるんか、1年半ぐらいになるんか、忘れたけども、ほしたらまたもとどおりよ。だんだん酔いが冷めてきた、駄目じゃ。もっと真剣になって、こんなことを繰り返し何編も言いよるが、ここで3回ほど違反があつてどうやら。大きな嘘よ、町長。もっと真剣に、ちゃっと指令を出さなつまらんよ。

今後、引き続き、これ、わし、もう1回やるけどもね、もう1回しっかり、毎日のように、わずかこの90日、3か月、24回といや、土日入れりゃ2日に1回行っとるような計算になるけどね。それは行っとらんよ。もっと真剣になってやってもらいたい。ここをね、今言うたって答弁出んじゃろうけえ。警察にじかにでも、毎日でも電話してほしい。これぐらい一つやってくれということで終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は15時30分。

~~~~~○~~~~~

午後3時17分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第2から日程第10に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案及び予算案でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受けて予算委員会に付託する予定でございますので、御協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、第19号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第19号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。学校運営協議会制度の導入に伴い、学校運営協議会委員の報酬額を定めるため及び投票所等の投票管理者について職務を行う時間に応じた報酬を支給することができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、第19号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の29ページをお願いいたします。資料は、資料28の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要、および、資料29の特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧ください。改正の内容については、資料28の条例の概要で説明させていただきます。

まず1の改正概要でございます。改正箇所は次の2点です。1点目は、令和2年度から学校運営協議会制度を導入することに伴い、学校運営協議会委員の報酬額を新たに設定するものです。2点目は、選挙に係る投票所及び期日前投票所の投票管理者について、職務を行う時間に応じた報酬を支払うことができるように改正するものでございます。

次に、2の学校運営協議会制度とは、でございます。（1）の条例改正の経緯ですが、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会に対して全ての公立学校に学校運営協議会の設置の努力義務が課せられたことから、条例の改正を行うものです。次に、（2）の学校運営協議会の役割ですが、次のアからウまでの3点です。アは、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。イは、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる。ウは、教職員の任用及び教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるというものです。また、（3）の組織の概要ですが、学校運営協議会は中学校区単位で組織し、委員は、下記のアからカまでの20名以内で組織し、教育委員会が任命するものです。

次に、3の投票管理者制度でございます。（1）の条例改正の経緯ですが、投票所及び期日前投票所の投票管理者について、全国的に、終日職務に従事していただく方の確保が難しくなっていることから、公職選挙法施行令の一部が改正され交代制をとることが可能となりました。これを受けまして、海田町選挙管理委員会において投票管理者の交代制導入方針が決定されたことから、職務時間に応じた報酬の支払いができるよう、条例の改正を行うものでございます。次のページをお願いいたします。投票管理者の役割等です。投票管理者は選挙権を有する者の中から、町選挙管理委員会が選任したものをもちて充てられます。選挙ごとにかつ投票所ごとに1人が置かれ、当該投票所の最高責任者として選挙に関する事務を取り仕切る役割となっています。職務に当たる時間は、投票所が7時から20時まで、期日前投票所が8時30分から20時までとなっています。最後の施行期日については、令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）続いて、日程第3、第20号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（西田）第20号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和2年度の国民健康保険事業費納付金の財源を適切に確保するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）それでは、第20号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。議案書31ページをお開きください。資料については資料30の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料31の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料30の条例の概要で行わせていただきます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の税率の改正でございます。令和2年度の国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率を踏まえ、町独自の激変緩和を行った上で、事業費納付金の財源を適切に確保するため、税率を改正するものでございます。中段の表は、現行の税率で、2列目に基礎課税額分、3列目に後期高齢者支援金等課税額分、4列目に介護納付金課税額分を、また、2行目の所得割率から下に、資産割率、均等割額、平等割額、特定世帯の平等割額及び特定継続世帯の平等割額の税率を記載しております。下段の表は、今回提案させていただきます県及び町の激変緩和措置を適用した改正後の保険税率を記載しております。2ページをお願いいたします。表は、県の激変緩和措置が適用された市町村標準保険料率を記載しております。施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上で、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）続いて、日程第4、第21号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第21号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。道路法施行例の一部改正を踏まえ、これに準拠して占用料の見直しを行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村） それでは、第21号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の32ページをお開きください。併せて、資料32、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の概要及び資料33、海田町道路占用料に関する条例新旧対照表の準備をお願いいたします。説明は資料32の海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の概要に基づいて御説明いたします。

初めに、条例改正の経緯につきましては、道路占用料の額の見直しを行う道路法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されるため、これに準拠して、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正するものでございます。次に、条例の改正の概要につきましては、道路占用料の額の見直しでございます。道路法施行令に準拠した道路占用料の額の見直しを行うものでございます。最後に、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 続いて、日程第5、第22号議案、令和2年度海田町一般会計予算から、日程第10、第27号議案、令和2年度海田町水道事業会計予算までの6議案については一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第22号議案から第27号議案までを一括で御提案申し上げます。令和2年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それではまず、第22号議案から第26号議案までの令和2年度海田町一般会計及び特別会計の予算について御説明いたします。

説明は、資料41、令和2年度予算の概要により一般会計から御説明いたします。初めに、表紙の裏面をお願いいたします。歳出科目7節賃金の廃止と、8節以降の番号の繰り上げについて御説明いたします。地方自治法施行規則の一部を改正する総務省令により、令和2年4月1日から7節の賃金が廃止となり、8節以降の節についてはその番号を繰り上げることになりました。これは同日から施行される会計年度任用職員制度により賃金という科目が不要となり、節の番号が繰り上げられるものです。なお、従来賃金

に計上しておりました予算は、会計年度任用職員報酬として、1節の報酬に計上しております。下に歳出、節一覧の抜粋を記載しております。例えば、令和元年度まで8節が報償費であったものが、令和2年度から7節報償費に、9節の旅費が8節にといった具合に変更しておりますので、令和2年度当初予算の予算事項別明細書等を見る際の参考としていただければと思います。

次に、予算の概要の4ページをお願いいたします。財政規模でございますが、令和2年度一般会計の当初予算額は106億5,500万円で、前年度に比べ10億3,700万円、8.9パーセントの減でございます。主な減額理由は、公民館整備事業費による投資的経費の減などによるものでございます。次に、6ページから21ページにかけましては、主要事業の概要について、主な新規拡充継続事業を掲載しております。個別の説明については、施政方針の内容と重複する部分もございますので省略させていただきます。なお、主な新規拡充事業等に関する個別資料としては、資料42を併せて提出しております。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。22ページに歳入予算一覧表を、23ページには自主財源と依存財源の内訳を記載しております。次に、歳入科目ごとの主な内容について、24ページをお願いいたします。まず、町税でございますが、予算額は42億5,686万5,000円で、前年度に比べて1.6パーセントの増でございます。その内訳と主な増減理由を同ページに記載しております。次に、26ページをお願いいたします。町債でございますが、予算額は10億5,980万円で、前年度に比べ41.7パーセントの減でございます。主な減額理由は、公民館整備事業に係る起債の減によるものでございます。27ページに町債残高を示しておりますが、令和2年度末の町債残高は約99億円と見込んでおります。次に、30ページをお願いいたします。繰入金でございますが、予算額は4億444万7,000円で、前年度に比べ28.9パーセントの減でございます。その主な理由は、公共施設等整備基金繰入金の減及び財政調整基金繰入金の減によるものです。また主な基金残高については、31ページに記載しております。次に、35ページをお願いいたします。中段の法人事業税交付金は新規科目で、予算額は2,482万1,000円です。こちらは市町村分の法人住民税法人税割の減収分を補填するため、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されるものでございます。

続きまして、44、45ページをお願いいたします。目的別の歳出予算でございます。その主な内訳について、まず総務費でございますが、予算額は10億9,702万5,000円で、前年度に比べ28.5パーセントの減で、主な減額理由は、庁舎移転事業費の減などによるも

のでございます。次に、教育費でございますが、予算額は9億6,439万8,000円で、前年度に比べ32.5パーセントの減でございます。主な理由は、小学校耐震補強事業費や中学校給食事業費の増はある一方で、公民館整備事業費の減などによるものでございます。個別の内容につきましては、46ページから55ページにかけて記載しております。

次に、56、57ページをお願いいたします。性質別の歳出予算でございます。56ページの上段にも記載しておりますが、義務的経費は会計年度任用職員制度導入などによる人件費の増などにより、3億2,758万1,000円の増となっております。投資的経費は、公民館整備事業費の減などにより10億9,428万3,000円の減となっております。その他経費は、保育所整備支援に係る補助金等の減や、会計年度任用職員制度導入に伴う賃金の廃止による物件費の減などにより2億7,029万8,000円の減でございます。個別の内容につきましては、58ページから68ページにかけて記載しております。

続きまして、70ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計でございます。まず2の財政規模については、予算額11億8,542万1,000円で、前年度と比べて4パーセントの減でございます。次に、71ページに移りまして、歳入の概要でございます。2款の使用料及び手数料の予算額は4億6,205万2,000円で、公共下水道使用料の増等により1.2パーセントの増でございます。次に、73ページをお願いいたします。二つ目の町債でございますが、予算額は3億110万円で、整備事業債の減等により16パーセントの減で、令和2年度末の町債残高は約67億円と見込んでおります。次に、75ページをお願いいたします。歳出の概要でございます。2款の事業費の予算額は1億5,615万3,000円で、下水道整備事業費の減等により22パーセントの減でございます。

続きまして、82ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計でございます。まず、2の財政規模については予算総額23億4,451万円で、前年度と比べて2パーセントの減でございます。次に84ページをお願いいたします。歳入の概要でございますが、1款の国民健康保険税は4億5,413万6,000円で、加入者数の減等により7.3パーセントの減でございます。次に、89ページをお願いいたします。歳出の概要でございますが、2款の保険給付費は16億5,777万3,000円で、1人当たりの保険給付費が増加する見込み等により1.2パーセントの増でございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。まず2の財政規模について、保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせた予算額は21億3,271万8,000円で、前年度と比べて1.6パーセントの増でございます。次に、95ページに

移りまして、歳入の概要でございます。保険事業勘定の1款の保険料は5億2,516万1,000円で、消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料軽減強化等により0.9パーセントの減でございます。次に、99ページをお願いします。歳出の概要でございます。保険事業勘定の2款の保険給付費は19億5,378万5,000円で、高額医療合算介護サービス費の増等により0.1パーセントの増でございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。2の財政規模については、予算総額3億9,692万9,000円で、前年度と比べて5.5パーセントの増でございます。次に、105ページに移りまして、歳入の概要でございます。1款の後期高齢者医療保険料は3億1,765万8,000円で、医療給付費の増加に伴う保険料率の改定により5.1パーセントの増でございます。次に、107ページをお願いいたします。歳出の概要でございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は3億8,978万1,000円で、保険料徴収額の増等により5パーセントの増でございます。

続きまして、議案の説明をさせていただきます。

第22号議案をお願いいたします。令和2年度海田町一般会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を106億5,500万円と定めております。第2条で債務負担行為について、第3条で地方債について、第4条で一時借入金について、第5条で歳出予算の流用についてそれぞれ定めております。

続きまして、第23号議案をお願いいたします。令和2年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を11億8,542万1,000円と定めております。第2条は地方債について、第3条は一時借入金について定めております。

続きまして、第24号議案をお願いいたします。令和2年度海田町国民健康保険特別会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を23億4,451万円と定めております。第2条は一時借入金について、第3条は歳出予算の流用について、それぞれ定めております。

続きまして、第25号議案をお願いいたします。令和2年度海田町介護保険特別会計予算でございます。第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を21億1,585万6,000円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,686万2,000円と定めております。第2条で一時借入金について、第3条で歳出予算の流用について、それぞれ定めております。

続きまして、第26号議案をお願いいたします。令和2年度海田町後期高齢者医療特別

会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を3億9,692万9,000円と定め、第2条で一時借入金について定めております。

以上で、令和2年度海田町一般会計及び特別会計の予算の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）続きまして、第27号議案、令和2年度海田町水道事業会計予算について御説明いたします。

資料52、水道事業会計予算の概要をお願いします。予算の概要、1ページをお願いいたします。事業収益は4億4,299万円で、令和元年度予算に比べまして275万8,000円の増となっております。また、事業費用は4億1,829万8,000円で、元年度予算に比べまして、602万8,000円の増となっております。以上の結果、令和2年度におきましては、差引き2,469万2,000円の利益を見込んでおります。次に、資本的収入は1億2,418万5,000円で、令和元年度予算と比べまして3,636万8,000円の増となっております。また、資本的支出は2億930万9,000円で、前年度と比べまして685万2,000円の増となっております。令和2年度は、国信浄水場の電気機械設備の老朽化に伴う更新工事を実施いたします。また、水道管につきましては、引き続き、長寿命耐震管で更新してまいります。蟹原浄水場の浸水対策を行うための基本設計及び瀬野川から国信浄水場へ伏流水を取水するための導水管の老朽化に伴う更新のための実施設計を行います。なお、差引不足額8,512万4,000円につきましては、内部資金であります当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定でございます。

続きまして、第27号議案をお願いいたします。第2条の業務予定量といたしまして、給水戸数は1万3,461戸、年間総配水量は325万2,000立方メートル、1日平均配水量は8,909立方メートルを予定しております。次に、第3条には収益的収入及び支出、第4条には資本的収入及び支出。次の2ページの第5条には国信浄水場の機械電気設備の更新工事が4か年にわたるため継続費を、第6条には国信浄水場更新工事や配水管の付設工事などの財源に充てるための企業債を定めております。第7条には一時借入金、第8条には予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条には流用禁止項目、第10条には棚卸資産の購入限度額、第11条には重要な資産の取得として、令和2年度に納入予定の給水車1台を定めております。

以上で、令和2年度海田町水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長より諮りいたします。第19号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、第27号議案、令和2年度海田町水道事業会計予算までの9議案について、予算委員会に付託をして審査をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第19号議案から第27号議案までの9議案については、予算委員会に付託することと決します。

ただいま佐中議員ほか1名から、町税など滞納関係等の資料及び補助金の一覧についての要求がありました。執行部、提出できますか。総務部長。

○総務部長（丹羽）提出させていただきます。

○議長（桑原）執行部は提出可能ということなので、お諮りいたします。ただいまの資料提出を求めることについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、ただいまの資料の提出を求めることにいたしたいと思います。執行部におかれましては、予算委員会において提出をしていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

この際、お諮りいたします。予算委員会の審査のため、3月6日から3月16日までの11日間、休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、3月6日から3月16日までの11日間、休会とすることと決します。会議規則第23条の規定により、これにて散会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）町の資料を求めて、今、一つは了解をいただいたんですが、二つ目に、補助金であるとか負担金、あるいは交付金等のそういう資料ですね、これはいろんな、悪性ウイルスによって中止になった場合において、どこまでどうなるのか不明なのでその資料を求めたいと思いますが、諮っていただきたいと思います。

○議長（桑原）ただいま佐中議員ほか1名から、町税などの滞納関係等の資料及び補助金の一覧についての要求があり、執行部からは提出をできますという回答はいただいておりますけれども、これは提出できるということですのでよろしいですね。企画部長。

○企画部長（鶴岡）要望のありました町の補助金についての資料につきましては、提出を

させていただきます。

○議長（桑原） 執行部は提出可能ということなので、お諮りいたしたいと思います。ただいまの資料請求を求めることについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。それでは、執行部よろしく願いいたします。

会議規則第23条の規定により、これにて散会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することと決めます。

なお、次の議会は3月17日午前9時から開会といたしますので、よろしくお願いをいたします。本日は大変御苦勞様でした。

午後4時07分 散会